

食品企業のための サステナブル経営に関するガイダンス

目標設定・情報開示のための手引き

令和5年3月

農林水産省

大臣官房 新事業・食品産業部

新事業・食品産業政策課 ファイナンス室

本ガイダンスのねらい・位置づけ

- 昨今、我が国の食品産業をとりまく環境は、大きく変化しています。コロナ禍を契機としたサプライチェーン※の混乱や市場の変化、ロシアによるウクライナ侵攻の影響等による物価高騰などの厳しい経営環境が続く一方で、気候変動や人権尊重といった環境や社会の持続可能性（サステナビリティ）に関する問題への対応も待ったなしの状況となっています。
- 将来にわたって食品産業の持続的な発展をもたらす、ひいては消費者への食料の安定供給につなげるためには、食のバリューチェーンに属する幅広い企業が環境（E）や社会（S）のサステナビリティに配慮し、その取組を管理するガバナンス体制（G）を整えた経営（サステナブル経営）を進めていくことが不可欠です。大手食品企業のなかには、ESGに関する課題を事業のリスクや機会として捉えて経営戦略に組み込み、様々な取組を実践する企業が増えてきています。しかし、中堅・中小食品企業も含めた産業全体としてみると、「ESG課題には十分に対応できていない」「これから対応を検討する」という企業も少なくないと思われます。
- 本ガイダンスでは、主に大手食品企業の取引先である中堅・中小食品企業において、サステナブル経営の実践を目指す経営者、それを支える実務担当者を対象に、サステナブル経営を進める際の重要なポイントや、食品企業をとりまく主なESG課題について期待される目標設定や情報開示の項目を紹介します。
- 本ガイダンスの作成にあたっては、大手食品企業とその取引先である中堅・中小企業が相互理解のもとで、連携した取組が進められるよう、①国内外のルール・基準等に整合的であること、②大手食品企業が取引先に期待する取組を充足すること、③かつ、中堅・中小食品企業が取組可能であることに留意しました。中堅・中小企業の経営者や実務担当者に直接読んでいただくだけでなく、大手食品企業による中堅・中小食品企業向けの取引先説明会等で活用いただくことも想定しています。
- なお、令和4年3月に公表した「令和3年度ESG投資に係る食品産業等への影響調査委託事業 調査報告書」（掲載URLは18ページに記載）では、食品産業をとりまく主なESG課題とその影響、ESG課題に関連する投資家、情報開示規則、評価機関の動向、国内外の食品企業による取組事例など、基礎となる情報を取りまとめています。本ガイダンスの活用に当たっては、こちらも適宜ご参照ください。
- 本ガイダンスが、食品企業の皆様におけるサステナブル経営への理解と取組を促進し、自社の成長と持続可能な社会の実現の両立に踏み出す際の一助となれば幸いです。

農林水産省新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課 ファイナンス室
(令和4年度調査委託事業事務局 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

1 ※ 本ガイダンスでは、基本的に、バリューチェーンにおける自社の上流側を「サプライチェーン」と記載します。

目次

I. はじめに	4	IV. ESG課題別 情報開示の方法	59
● 背景	5	● 情報開示の考え方（中堅・中小食品企業にとっての視点）	60
II. サステナブル経営の重要なポイント	10	● 顧客企業に対する情報開示	61
● サステナブル経営の全体像	11	● 社内外の幅広い利害関係者に対する情報開示	67
● 重要なポイント	12	－ ガバナンス、リスク管理	69
● ESGの観点でのサプライチェーン管理	16	－ 気候変動	70
● 参考資料・リンク集	17	－ 人権尊重	72
III. ESG課題別 目標設定と取組の方法	19	－ 食品ロス削減、食品廃棄物リサイクル	74
● 本ガイダンスで扱うESG課題	20	－ 脱プラスチック、容器包装リサイクル	74
－ 気候変動	21	－ 自然環境・生物多様性の保全	75
－ 人権尊重	29	－ アニマルウェルフェアへの配慮、抗菌剤使用の抑制	78
－ 食品ロス削減、食品廃棄物リサイクル	37	－ 消費者の健康・栄養	79
－ 脱プラスチック、容器包装リサイクル	40	－ 参考：人的資本に関する開示	80
－ 自然環境・生物多様性の保全	43	V. おわりに（持続可能な食料システムの実現を目指して）	81
－ アニマルウェルフェアへの配慮、抗菌剤使用の抑制	49		
－ 消費者の健康・栄養	52	付録：目標設定・開示事項参考集	
● 参考資料・リンク集	56		

本ガイダンスの構成と読み方

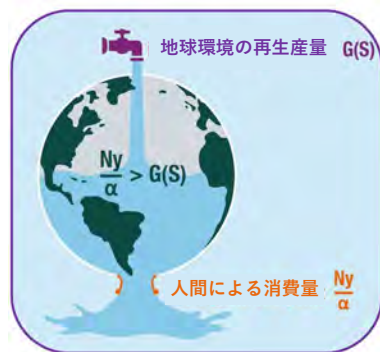
章	概要		想定する読み手
I. はじめに II. サステナブル経営の重要なポイント	✓ サステナブル経営が必要とされる背景や、サステナブル経営を実践する際の重要なポイントを解説		✓ サステナブル経営の実践を目指す中堅・中小食品企業の経営者 ✓ サステナブル経営に対する経営層の理解を醸成したい中堅・中小食品企業の実務担当者
III. ESG課題別目標設定と取組の方法	✓ 下記7つのESG課題別に、なぜ取り組むのか（課題と食品企業の関わり）、何に取り組むのか（目標の設定）、どうやって取り組むのか（取組の方法）を解説		✓ 大手食品企業の調達先である中堅・中小食品企業の実務担当者（企業の上場・非上場を問わない）
	入門～応用編	<多くの食品企業に共通して特に重要なESG課題> ①気候変動 ②人権尊重	✓ 気候変動や人権尊重などへの対応にこれから取り組もうとする中堅・中小食品企業の実務担当者（企業の上場・非上場を問わない）
		<法令によって対応が求められているESG課題> ③食品ロス削減・食品廃棄物リサイクル ④脱プラスチック、容器包装リサイクル	
	応用編	<企業によって重要性が異なるESG課題> ⑤自然環境・生物多様性の保全 ⑥アニマルウェルフェアへの配慮、抗菌剤使用の抑制 ⑦消費者の健康・栄養	✓ 気候変動や人権尊重に加えて、さらにESG課題への対応を進めたい中堅・中小食品企業の実務担当者（企業の上場・非上場を問わない）
IV. ESG課題別情報開示の方法	入門編	✓ 顧客企業である大手食品企業向けの情報開示の考え方を解説	✓ 顧客企業である大手食品企業から求められるアンケート調査への回答等を行う中堅・中小食品企業の実務担当者（企業の上場・非上場を問わない）
	応用編	✓ 社内外の幅広い利害関係者向けの情報開示の考え方や上記7つのESG課題別の特徴的な開示項目を解説	✓ 顧客企業に限らず、幅広い利害関係者への情報開示をこれから行う中堅・中小食品企業の実務担当者（主に上場企業を想定）
付録：目標設定・開示事項参考集	応用編	✓ 国内外の基準・イニシアチブ等が定める、ESG課題別の目標設定・情報開示項目の例を記載	

I. はじめに

背景① なぜ「サステナブル経営」が必要なのか

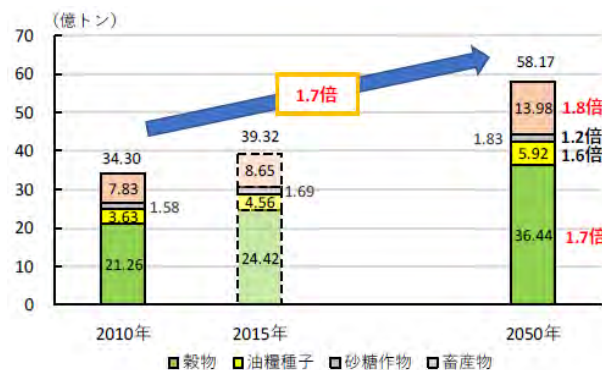
- 食品産業は、大気、水、土壌、食料などの地球環境の恵みや、人々が健康で幸せに暮らせる社会によって成り立っています。
- しかし、人間の活動が消費する資源の量は、既に地球環境が再生産可能な量を上回り、その1.6倍に達するとも言われています^[1]。また、食品企業の活動において、従業員への差別やハラスメント、原材料生産地での児童労働や強制労働といった問題も一部で発生しています。世界の人口増加と経済発展により、2050年における食料需要量が2010年比で1.7倍となることが予測される中で、従来のビジネスモデルをただ続けていくだけでは、企業の事業継続はもちろん、地球環境や社会の持続可能性（サステナビリティ）を維持・向上していくことは不可能です。
- そのため、先進的な大手食品企業を中心に、様々な取組が始まっています。しかし、これらは一部の大手食品企業の取組のみで実現できるものではなく、原材料の生産から加工、流通、消費に至るバリューチェーン全体での取組が必要です。こうした理由から、大手食品企業等から、調達先である中堅・中小食品企業に対し、サステナブル経営の状況を確認するアンケート調査や、行動規範の遵守要請等を通じた具体的な取組の実施が求められる機会がここ数年で拡大しています。
- 大手食品企業による取組の背景には、投資家（株主）や金融機関における関心の高まりもあります。近年、キャッシュフローや利益率などの財務情報に加えて、企業における環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）の要素を投融資の判断に組み込むESG投資・融資が増加傾向にあり、日本における総運用資産残高の中でも、その割合は約6割に達しています^[2]。

人間の資源消費量は地球環境の再生産量を超過



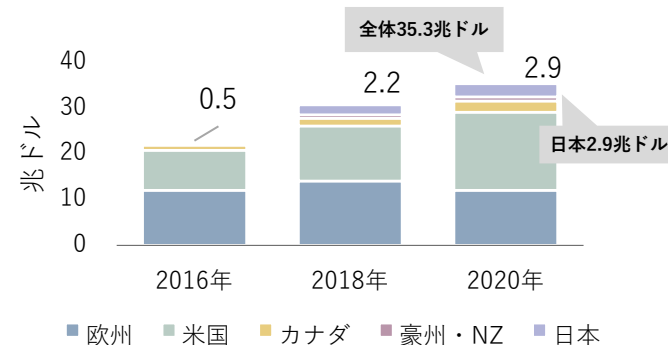
（出所） Dasgupta, P. 「The Economics of Biodiversity: The Dasgupta Review」 (2021年) に基づき作成

世界の食料需要は2050年に2010年比1.7倍



（出所）農林水産省（2018年）「2050年における世界の食料需給見通し－世界の超長期食料需給予測システムによる予測結果－」

世界のサステナブル投資残高は年々増加



（出所）Global Sustainable Investment Alliance (2021年) 「Global Sustainable Investment Review 2020」, p.9に基づき作成

（注）欧州と豪州・NZでは、サステナブル投資の定義に大幅な変更が加えられたため、地域間および2020年以前のデータとの直接比較は正確にはできない。

背景② 食品産業と環境・社会の持続可能性をめぐる状況 1/2

- 食品産業は、原材料の生産から加工、流通、消費に至るバリューチェーンの全体で、環境や社会の持続可能性に関する様々な問題と密接に関わっています。
- これらの問題には、既に影響が顕在化しているものがあります。これらの状況を理解せず、問題やその影響を放置することは、食品産業及び個々の食品企業の経営の持続可能性にも影響します。

食品産業と関わりのある環境・社会の問題（例）

環境
E

- 気候変動の進展
- 食品ロス・食品廃棄物の発生
- プラスチック廃棄物・容器包装廃棄物の発生
- 自然環境・生物多様性の毀損（水資源の過剰利用、森林減少、化学肥料・農薬の過剰利用、水産資源の過剰漁獲）

社会
S

- 従業員や原材料生産者等の人権侵害
- アニマルウェルフェアの低下、抗菌剤の過剰使用
- 不健康な食習慣、栄養不足

気候変動で既に顕在化している影響（例）

- 2011～2020年の世界平均気温は、産業革命前から1.09℃上昇。少なくとも過去2000年間に前例の無い速度で気候が温暖化。
（出所）IPCC「第6次評価報告書 第1作業部会報告書 政策決定者向け要約」（2021年）
- 高温による農作物の品質低下などが既に発生。降雨量の増加等により、災害の激甚化の傾向。農林水産分野でも被害が発生。
（出所）農林水産省「農林水産省気候変動適応計画（概要）」（2021年）

自然環境・生物多様性の毀損で既に顕在化している影響（例）

- 2019年時点で、世界の水産資源の35.4%が自然の再生速度を上回る過剰漁獲状態にあり（1974年時点の10%から増加）、水産資源の枯渇が懸念。
（出所）FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture 2022」（2022年）

人権侵害で既に顕在化している影響（例）

- タイのエビ養殖企業で強制労働等の人権侵害が発覚。同企業からエビを調達していた食品企業に対する不買運動や訴訟に発展し、複数の企業が調達先の変更等を発表

（出所） 各種情報開示基準、投資家イニシアティブ、第三者評価基準で考慮されている ESG課題に基づき作成

（出所）報道資料

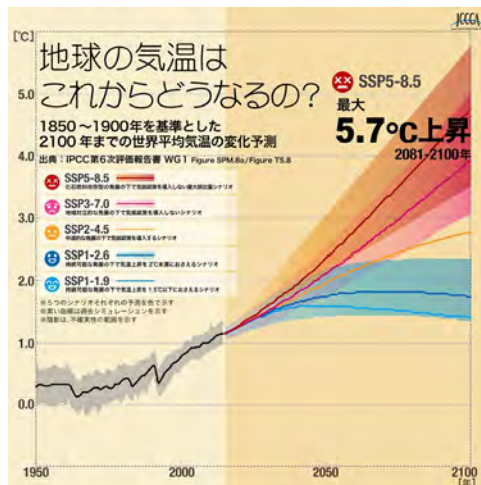
背景② 食品産業と環境・社会の持続可能性をめぐる状況 2/2

- 環境や社会の持続可能性に関する問題には、今解決に向けた行動をとらないことによって、近い将来に、我々の生活や地球環境に、深刻な影響をもたらす可能性があるものも多くあります。

気候変動の問題を放っておくと…

- **2041～2060年の世界平均気温は、産業革命前から1.2～3.0℃上昇**する可能性。化石燃料依存を続け、**対策を取らなければ今世紀末には5.7℃上昇**する恐れ。
- 世界平均気温が2℃上昇すると、**10年に1回発生するような極端な高温や大雨の頻度がそれぞれ5.6倍と1.7倍に増加**。

(出所) IPCC「第6次評価報告書 第1作業部会報告書 政策決定者向け要約」(2021年)



(出所) 温室効果ガスインベントリオフィス／全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

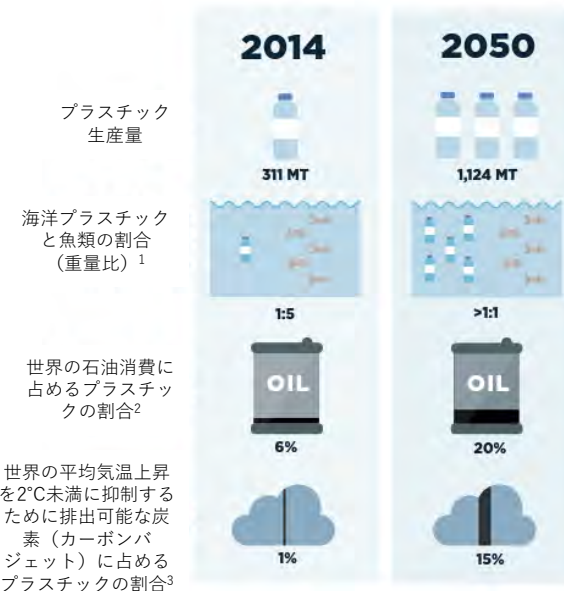
気温上昇に伴い、日本でも下記のような影響が生じる恐れ

- 農産物の**収量減少**、家畜の**成長低下**、**害虫の発生量増加**や生息地拡大、**病害被害の増大**、水産資源の**分布域移動**や**分布密度の低下**
- 無降水日数の増加等による**渇水の深刻化**、融雪量の減少による**河川流量の減少**、洪水を起こしうる**大雨事象の増加**や**洪水ピーク流量・氾濫発生確率の増加**

(出所) 環境省「気候変動影響評価報告書」(2020年)

プラスチック廃棄物の問題を放っておくと…

- 2050年には、**海洋プラスチックごみの重量が海洋の魚類の総重量を超える**との試算あり。



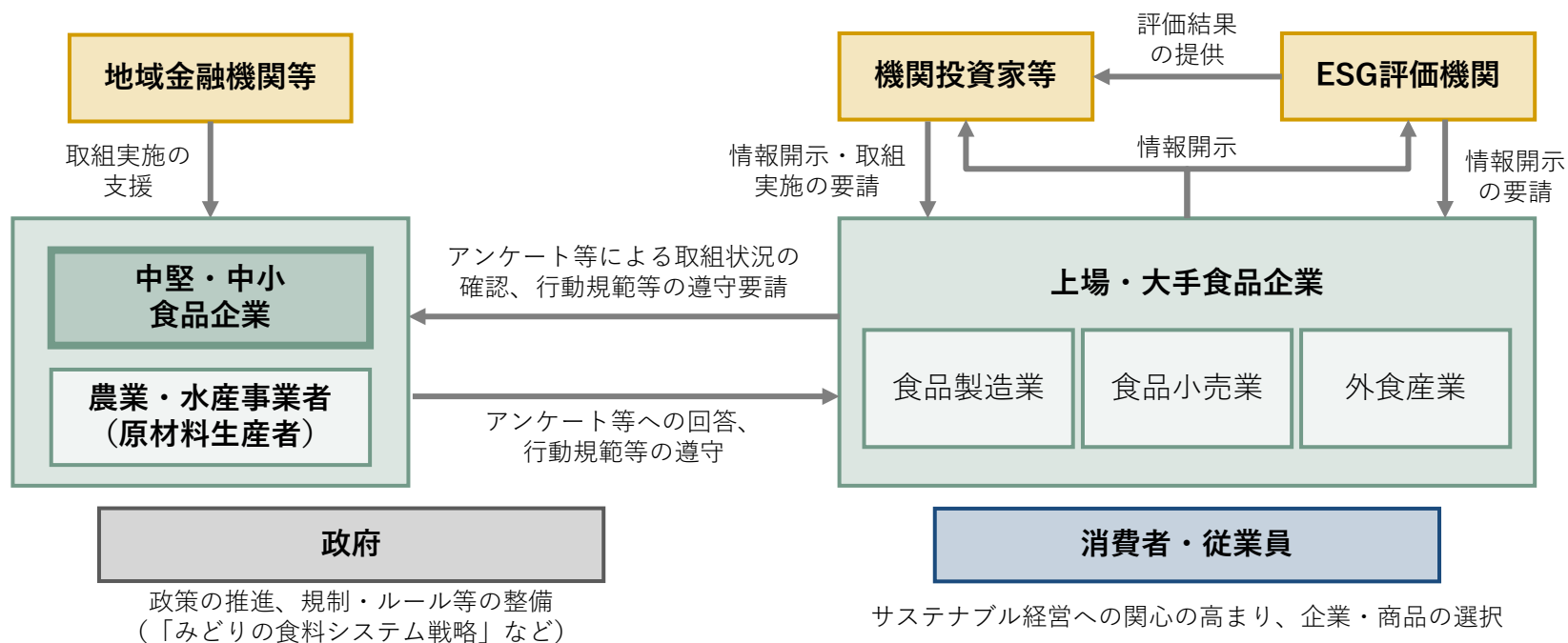
(出所) Ellen Macarthur Foundation「The New Plastics Economy: Rethinking the future of plastics & catalysing action」(2016年)より抜粋(仮約)。

- 魚類が微細なプラスチックごみ(マイクロプラスチック)を餌とともに摂取し続けることで、最終的には**魚類を食べる人間の体内にもプラスチックごみが蓄積し、健康に影響**が及ぶ可能性。

(出所) UNEP「From Pollution to Solution: a global assessment of marine litter and plastic pollution」(2021年)

背景③ 様々な関係者からの要請

- 昨今、取引先、金融機関、株主、消費者、政府等、企業の様々な利害関係者（ステークホルダー）が、ESG課題や、企業によるサステナブル経営の状況に対する関心を高めています。
- 上場・大手企業の間では、調達先である中堅・中小食品企業に対して、アンケート等を通じてESGに関する現在の取組状況を確認したり、行動規範の遵守要請等を通じて具体的な取組の実施を求める動きが始まっています。
- 投資家（株主）や金融機関は、財務情報に加えて企業のESG要素を投融資の判断に組み込むESG投資・融資を推進しており、投融資先である上場・大手企業に対して、ESGに関する情報開示や取組の実施を求めています。こうした投資家・金融機関の関心は、直接の投融資先だけではなく、投融資先の取引先である中堅・中小企業や原材料生産者など、食のバリューチェーン全体に及んでいます。
- また、一般消費者や従業員も、企業のサステナブル経営に対する関心を高めており、商品の選択や、就職にあたって企業を選択する際の要素の一つになってきています。



背景④ 事業への影響

- 背景②でも述べた通り、環境・社会の持続可能性の問題は、企業自身の持続可能性にも負の影響を与える事業リスクであり、翻せば、新たな成長を生む事業機会でもあります。業種、規模、上場・非上場を問わず、環境・社会の持続可能性の問題への対応が不十分である（リスク顕在化、機会損失）場合は事業に対する負の影響が生じ、反対に、積極的に対応する（機会獲得、リスク軽減）ことによって、事業に対する正の影響を得られる可能性があります。
- 自社の経営に環境・社会の持続可能性への配慮を組み込み、自社の成長と環境・社会の持続可能性を両立させるサステナブル経営を実践していくことが重要です。

ESG関連リスク・機会による事業への正・負の影響（例）

正の影響	業績への影響	収益増加	・ 新技術・設備の計画的な導入に伴う生産性向上 ・ ESG課題への対応を調達基準とする既存顧客との関係強化 ・ ESG課題への対応を求める新規顧客・消費者需要の開拓（プライベートブランド商品の受注機会獲得を含む）
		コスト削減、増加抑制	・ 原材料の持続的・安定的な確保 ・ 仕入先との持続的な関係の構築・強化 ・ 製造・流通・操業プロセス等の効率化 ・ 人材の確保、定着率の向上（≒採用コストの削減）
	企業価値への影響		・ ブランド価値の向上
負の影響	業績への影響	収益減少	・ 規制違反による製造・販売停止 ・ 従業員の離反による業務停滞・事業停止 ・ ESG課題への不十分な対応による不買運動や既存商品の需要低下 ・ ESG課題への対応を調達基準とする既存顧客との取引中断・停止 ・ ESG課題への対応を求める新規顧客・消費者需要の喪失（プライベートブランド商品の受注機会喪失を含む）
		コスト増加	・ 原材料を持続的に確保できないことや、問題のある仕入先の管理・切替え等によるコストの増加 ・ 規制違反による罰金の発生 ・ 計画外の技術・設備導入によるコストの増加 ・ 労働慣行に起因する人材定着率の低下 ・ 人権侵害の被害者からの訴訟提起・損害賠償の発生
	企業価値への影響		・ ブランド価値の毀損

コラム：ESG対応をめぐる取引先からの要請

- ✓ 米国のApple社は、2030年までにグローバルなサプライチェーンとすべての製品のライフサイクル全体でカーボンニュートラルを達成するという目標達成に向けて、自社の調達先に対して、100%再生可能電力で事業を行うなどの脱炭素化の取組や、温室効果ガスの排出削減に向けた毎年の進捗状況の報告を求め、監査を実施しています。
- ✓ 食品関連企業では、例えば、米国の食品卸売企業Sysco社は、調達先に対して、児童労働や強制労働の禁止等に関する行動規範の遵守を要請しています。2022年度には、遵守状況の評価に基づいて3社との取引を一時停止し、是正計画に取り組んだ1社とは取引を再開したことを公表しています。
- ✓ 国内の大手食品企業でも、調達先に対して、サプライヤー行動規範の遵守を通じた取組の要請や、情報開示を求める動きが出始めています。

※ 上記はあくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

※ 「令和3年度ESG投資に係る食品産業等への影響調査委託事業 調査報告書」では、食品産業の業種（食品製造業、食品卸売・小売業、外食産業）における具体的なESGリスク・機会を例示していますので、こちらをご参照ください。

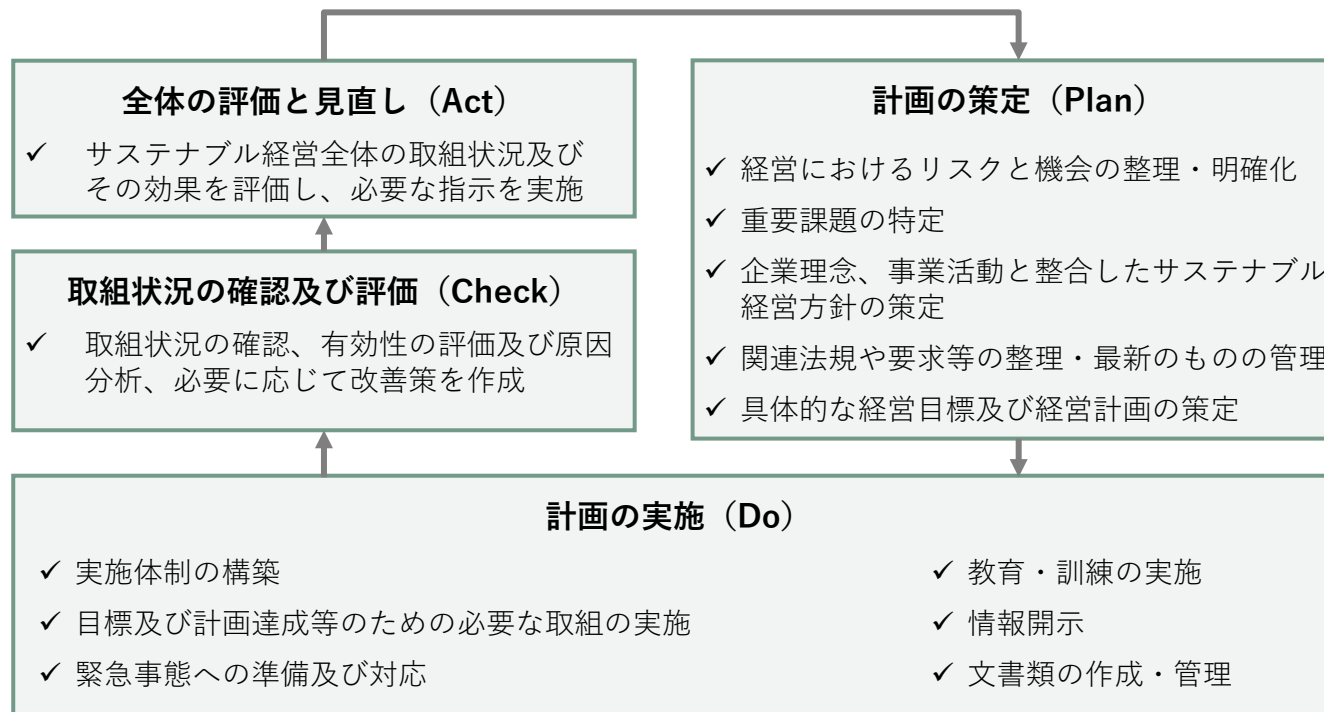
（出所）各社ウェブサイト

II. サステナブル経営の重要なポイント

サステナブル経営の全体像

- 環境や社会のサステナビリティに関する問題を、経営の持続性を左右する事業のリスク・機会として捉え、全社的に対応を進めていくためには、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Act：見直し）を実行し、対応を継続的に改善していく仕組みを設けることが重要です。このような仕組みを設けることは、ESGにおける「G：ガバナンス」に対応することを意味します。
- こうした仕組みを設ける上では、以下の3つのポイントが特に重要です。

① 経営陣が責任をもって関与する ② 重要課題を特定する ③ 推進担当を設置し、他の部門と連携する



（出所） 環境省・農林水産省「エコアクション2.1 食品関連事業者向けガイドライン2017年版」（2018年）に基づき作成（一部改変）

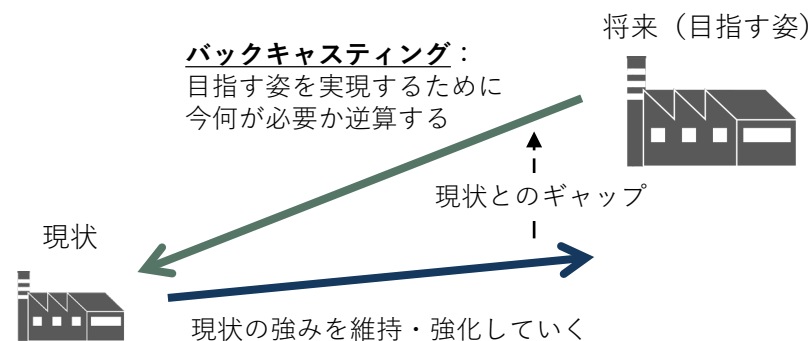
重要なポイント① 経営陣が責任をもって関与する

- サステナブル経営は、調達、製造、販売、開発、人事・労務等の企業活動全般において実施することが必要であり、各関係部署が連携して一体的に取り組むことが重要です。このためには、まず企業のトップを含む経営陣が強いリーダーシップを発揮し、全社的な方針を示し、サステナブル経営の推進を約束（コミットメント）することが不可欠です。
- 方針の策定にあたっては、自社の企業理念を基礎としつつ、自社が取り組む重要課題を明確化します。策定した方針は、企業全体に浸透させるために全従業員に周知します。また、サステナブル経営を推進する自社の意思を利害関係者が把握できるよう、策定した方針は対外的にも公表することが期待されます。
- 方針を実践していく上では、自社が長期的に目指す姿を定め、目指す姿と現状とのギャップを埋めるための経営資源（ヒト、モノ、カネ）の配分や投資が必要です。これはまさに、経営陣の判断によって行われるものです。
- また、方針の策定に当たっては、現在の自社の強みを維持・強化していく考え方だけでは、目指す姿と現状とのギャップを埋められない場合があります。過去や現在にとらわれずに将来の社会や市場における自社の姿を想定し、それを実現するために必要な施策を逆算して検討する考え方（バックカスティング）を組み合わせることが有効です。

サステナブル経営方針の要件

- ✓ 企業理念及び事業活動と整合させる
- ✓ 経営におけるリスクと機会を踏まえる
- ✓ 取組の重点分野を明確にする
- ✓ サステナブル経営の継続的改善を誓約する
- ✓ 適用される関連法規などの遵守を誓約する
- ✓ 制定日（又は改定日）及び代表者名を記載する

バックカスティングの考え方（イメージ）



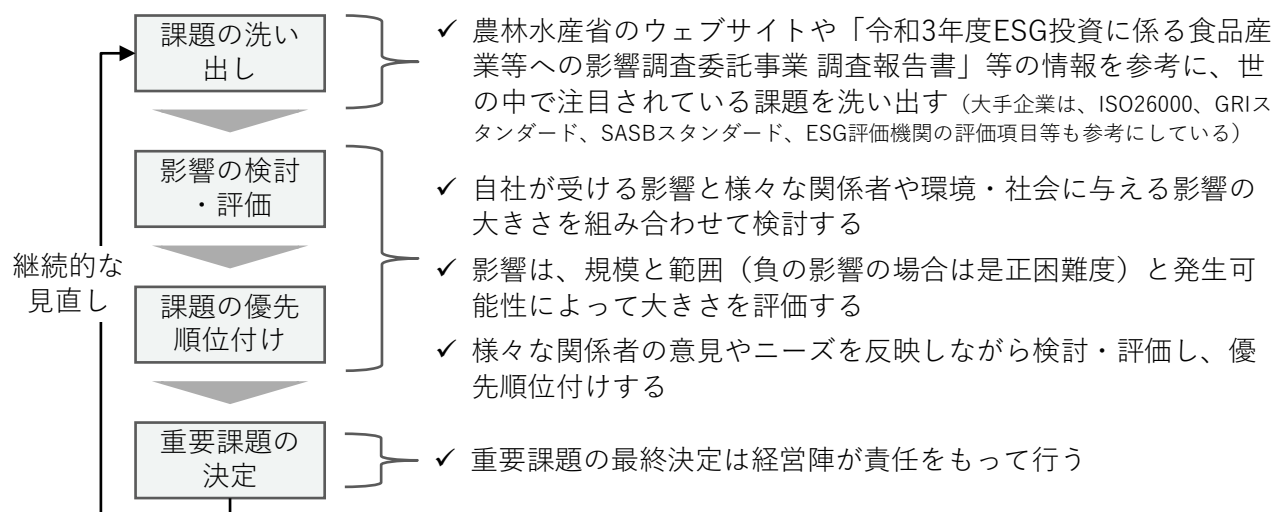
（出所） 環境省・農林水産省「エコアクション21 食品関連事業者向けガイドライン 2017年版」（2018年）に基づき作成

（出所） 経済産業省「サステナブルな企業価値創造のための長期経営・長期投資に資する対話研究会（SX研究会）事務局説明資料」（2021年）に基づき作成

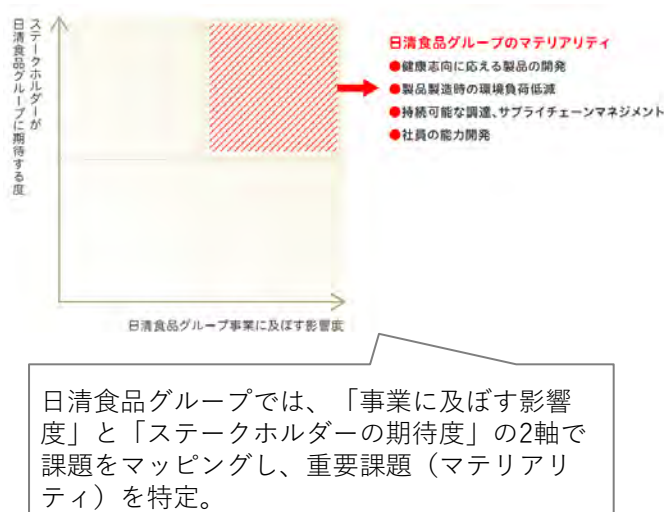
重要なポイント② 重要課題を特定する

- 個々の食品企業が対応すべき環境や社会のサステナビリティに関する課題は、事業内容、扱う原材料・商品、バリューチェーンの構造等に応じて異なります。また、多くの場合、すべての課題に同時に対応することは容易ではありません。そのため、まず、優先的に自社が取り組む重要課題を特定することが必要です。
- 重要課題の特定にあたっては、自社が受ける影響（売上、コスト等）の観点と、環境・社会や様々な関係者に与える影響（関心の高さ、問題が発生した時の被害の大きさ等）の観点を組み合わせることが重要です。その際、経営陣の視点だけでは、本来は対応すべき課題や新たな課題を見落としてしまう可能性があります。従業員や金融機関の担当者とのディスカッション、政府や業界団体が開催するセミナーへの参加等を通じて、より適切に重要課題を特定することができます。また、大手企業が主催するESG関連の取引先説明会への参加や開示情報の確認を通じて、主たる顧客企業がどのようなESG課題を重視し、どのような目標設定を行っているかを参考にすることも有効です。
- また、対応すべき課題の種類や求められる取組の水準は、時代に応じて変化します。一度特定した重要課題であっても、継続して見直し、必要に応じて更新していくことが重要です。

重要課題を特定する際の一般的なステップ



コラム：重要課題の特定（大手企業の事例）

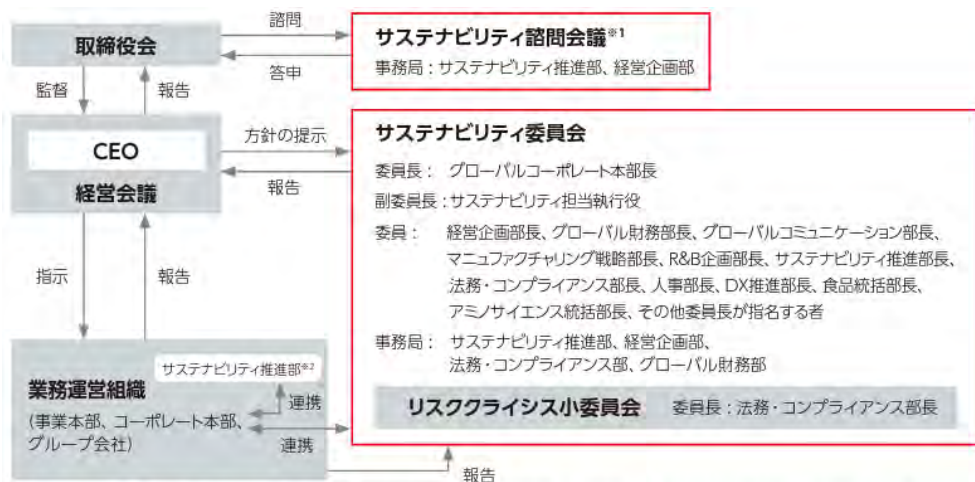


重要なポイント③ 推進担当を設置し、他の部門と連携する 1/2

- サステナブル経営にあたっては、役割、責任、権限が明確な実施体制の構築が不可欠です。実施体制をより効果的なものとするには、各種施策の計画・運営等を担当する推進部署（または担当者）を設置することが有効です。
- ESG課題は企業活動全般と深く関わるものであり、推進担当による取組だけで十分に対応することは困難です。調達、製造、営業・販売、開発、人事・労務、広報、財務、IR等、社内の他部門と連携して取り組むことが必要です。上場・大手企業では、経営陣、推進部署、各部門の代表が参加し、サステナブル経営に関する協議・意思決定を行う「サステナビリティ委員会」等を設置して、部門間の連携を強化する例が見られます。
- なお、部門間の連携を円滑に進める上でも、経営陣の役割は重要です。ESG課題への対応の重要性や優先度を伝える、全社方針に沿った部門間の共通目標を設定する等によって、積極的に関与することが期待されます。

重要なポイント③ 推進担当を設置し、他の部門と連携する 2/2

コラム：サステナブル経営の推進体制（大手企業の事例）



※1 アカデミア、新興国視点、ミレニアル・Z世代視点、ESG・インパクト投資家等、各分野を代表する社外有識者、社外取締役、代表執行役社長を含む社内役員で構成。

※2 サステナビリティ委員会と協働して方針・戦略の策定、事業計画へのサステナビリティ視点の提言、施策のフォローを行う。

味の素グループでは、取締役会の下部機構として、社外有識者、社外取締役、代表執行役社長を含む社内役員が参加する「サステナビリティ諮問会議」、経営会議の下部機構として、グローバルコーポレート本部長、担当執行役員、関連部門の部長等が参加する「サステナビリティ委員会」を設置し、サステナビリティを重視する経営を推進

「サステナビリティ推進部」は、社内の業務運営組織と連携しながらサステナビリティ委員会を運営し、グループ全体の方針・戦略の策定、事業計画へのサステナビリティ視点の提言、施策のフォローを実施。その結果は経営会議及び取締役会に報告

コラム：サステナブル経営の推進体制（中堅企業の事例）



太陽油脂では、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムであるエコアクション21に基づき、環境経営の実施体制を構築

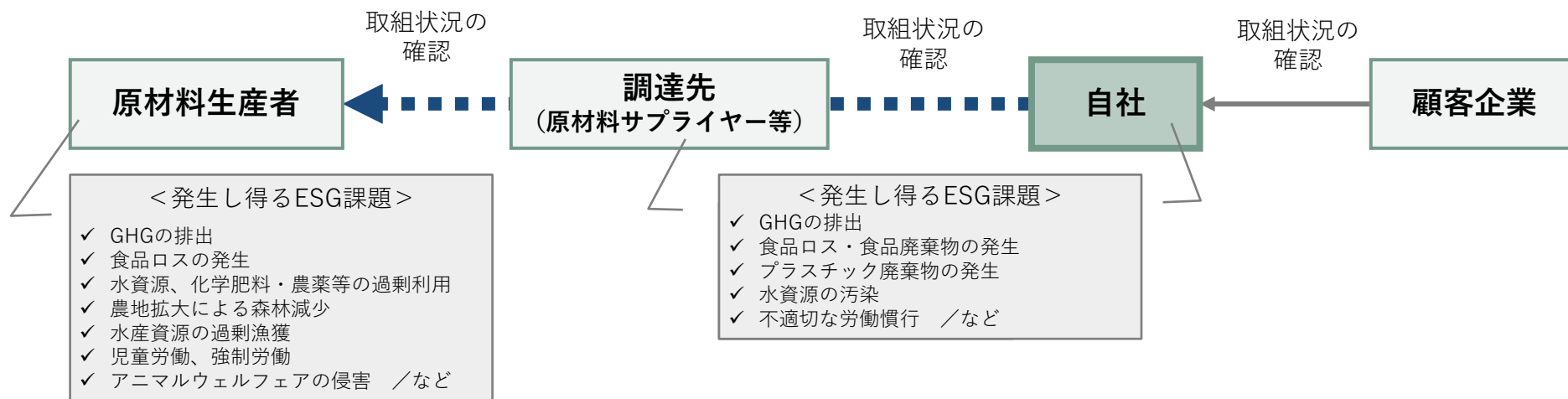
環境管理責任者の下、各部門（部署）長が部門（部署）の環境経営システムの構築・運用の責任者となり、部門従事者に対する環境経営システムに関する教育・訓練の実施や、自部門（部署）の「環境経営計画・実施状況・評価表」を作成し推進する役割を担っている

「EA21事務局」は、環境管理責任者を補佐し、全社環境関連データの集計及び管理保管、全社の環境経営活動の運営状況を把握し円滑かつ効率的な活動となるよう総合調整を実施

ESGの観点でのサプライチェーン管理（自社以外に目を向けることの必要性）

- サステナブル経営は、自社内の取組に留まるものではありません。食品産業に関連する環境・社会の課題にはサプライチェーンの上流側で発生するものがあるため、これらの状況について把握しておくことも重要です。
- 大手企業では、アンケート調査等を通じて調達先におけるサステナブル経営の状況を確認し、必要に応じて調達先の取組改善を促す「持続可能な調達」や「責任あるサプライチェーンの構築」の取組が広がっています。パーム油、コーヒー豆、カカオ、水産物等の一部の原材料については、既に原材料生産現場（農地等）までのトレーサビリティ確保が求められるようになりつつあります。このような中、先進的な企業は調達先やNGOとの協働、衛星技術の活用等によって対応を進めています。
- 地域中堅・中小を含む食品企業では、食品衛生管理や加工食品の原料原産地表示制度への対応のため、食品トレーサビリティへの取組が進められていますが、今後はこれらに加えて、顧客企業によるアンケート調査に対応できることを第一歩とし、自社の調達先に対しても、気候変動や人権尊重をはじめとするESGの観点でサプライチェーンの情報収集と調達先管理を進めていくことが重要です。

ESGの観点での調達先の情報収集・管理（トレーサビリティの確保）



参考資料・リンク集 1/2

【サステナブル経営の全体像、重要なポイントの理解に役立つ参考資料】

- 環境省・農林水産省「エコアクション2.1 食品関連事業者向けガイドライン2017年版」（2018年）
https://www.ea21.jp/files/guideline/gl2017/shokuhin2017_kaishaku.pdf
エコアクション2.1は、環境省が策定した中小事業者向けの環境マネジメントシステムです。食品関連事業者の取組を促進するとともに、その取組を効果的、効率的に実施するための業種別ガイドラインを策定しています。
- 中小企業基盤整備機構「中小企業のためのSDGs活用ガイドブック（第2版）」（2022年）
https://www.smrj.go.jp/regional_hq/kinki/news/2021/ucigs50000003b7u.html
中小企業が本業においてSDGsを活用し、持続可能な企業経営を行っていくためのガイド。食品関連企業を含む、中小企業の取組事例も掲載しています。
- 環境省「すべての企業が持続的に発展するためにー持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド- [第2版]」（2020年）
<https://www.env.go.jp/content/900498955.pdf>
SDGsについてこれまで特段の取組を行っていない、あるいはSDGsに関心を持ち何か取組を始めてみようと考えているような企業で、とりわけ職員数や活動の範囲が中小規模の企業・事業者向けに策定された、SDGs達成に向けて取り組む際のガイドです。
- 経済産業省「SDGs経営ガイド」（2019年）
<https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190531003/20190531003-1.pdf>
大企業・ベンチャー企業のCEO、投資家、大学の長、国際機関の長らによる議論を経て策定された、企業がいかに「SDGs経営」に取り組むべきか、投資家はどのような視座でそのような取組を評価するのか等を整理したガイドです。
- 経済産業省「価値競争のための統合的開示・対話ガイダンス2.0（価値協創ガイダンス2.0）」（2022年）
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyokaikei/Guidance2.0.pdf
【応用編】企業と投資家を繋ぐ「共通言語」であり、企業（企業経営者）にとっては、投資家に伝えるべき情報（経営理念やビジネスモデル、戦略、ガバナンス等）を体系的・統合的に整理し、情報開示や投資家との対話の質を高めるための手引きです。社会のサステナビリティと企業のサステナビリティを「同期化」させていくこと、及びそのために必要な経営・事業変革の実現に向けた経営の強化、効果的な情報開示や建設的・実質的な対話を行うためのフレームワークを提示しています。

参考資料・リンク集 2/2

【「重要課題の特定」に役立つ参考資料】

- 農林水産省ウェブサイト（SDGs×食品産業）
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sdgs/>
実践的にSDGsに取り組んでいる食品事業者の取組を中心に、SDGsと食品産業のつながりを紹介しています。
- 農林水産省「令和3年度ESG投資に係る食品産業等への影響調査委託事業 調査報告書」（2022年）
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fund/esgitaku.html>
食品企業がESGに取り組む必要性について、ESG投資の最新動向の調査及びESG投資の進展がもたらす食品産業等への影響分析、食品企業による国内外の取組事例等を取りまとめた報告書です。食品製造業、食品卸売・小売業、外食産業の食品3業種及び業種共通のESGリスク・機会を例示しています。
- 環境省「環境報告のための解説書～環境報告ガイドライン2018年版対応～ 詳細解説」（2020年）
<https://www.env.go.jp/content/900497078.pdf>
環境省が公表している「環境報告ガイドライン2018年版」について、環境報告の背景情報や考え方などの基礎知識のほか、環境報告ガイドラインに沿った環境報告を行う際の手順、書き方、開示例や難解な事項に関する解説書です。「重要な環境課題の特定方法」についても、解説しています。
- GRI「GRI 3: マテリアルな項目 2021」（2021年） ※日本語版ダウンロードが可能
【応用編】GRIスタンダードは、オランダの国際NGOであるグローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）が策定した、企業等が経済、環境、社会に与えるインパクトを報告するためのフレームワークです。このうち、「GRI 3: マテリアルな項目 2021」では、重要（マテリアル）な項目の決定プロセスやその開示方法を提示しています。

III. ESG課題別 目標設定と取組の方法

本ガイダンスで扱うESG課題

- 本ガイダンスでは、「令和3年度ESG投資に係る食品産業等への影響調査委託事業 調査報告書」でも扱っている、食品企業に特に関連が深い、下記7つのESG課題について、なぜ取り組むか、何に取り組むか（目標の設定）、どうやって取り組むか（取組の方法）を解説します。
- 中でも、上場・大手食品企業の関心が特に高く、多くの地域中堅・中小食品企業でアンケートへの回答を含む理解・協力・対応等を迫られる機会が増えている、「気候変動」と「人権尊重」の2つに焦点を当てます。ただし、「気候変動」と「人権尊重」以外は重要ではない、ということではありません。前述したとおり、事業内容、扱う原材料・商品、バリューチェーンの構造、関係者からの期待やニーズを踏まえて自社にとっての重要課題を特定し、取組を進めることが重要です。
- また、ESG課題に関する目標の多くは、法令等で規定されているわけではなく、「これを満たせば十分」という性質のものではありません。本ガイダンスを一つの参考として、各食品企業における自主的な取組の進展が期待されます。

まずはこれらから取り組む

多くの中堅・中小食品企業に共通して特に重要なESG課題
(上場・大手食品企業の関心が高く、対応が迫られるもの)

①気候変動

②人権尊重

法令によって企業に役割・行動等が求められているESG課題

③食品ロス削減・食品廃棄物
リサイクル

④脱プラスチック、容器包装
リサイクル

応用編：企業によって重要性が異なるESG課題

⑤自然環境・生物多様性の保全

⑥アニマルウェルフェアへの配慮、
抗菌剤使用の抑制

⑦消費者の健康・栄養

畜産物や養殖水産物を扱う企業等で
重要性が高い

水資源を多用する企業や、パーム油、カカオ豆、
コーヒー豆、外国産大豆、水産物等を扱う企業等
で重要性が高い

気候変動：なぜ取り組むか

■ 気候変動の問題とは

- 化石燃料の燃焼などの人間の活動によって、二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガス（GHG：Greenhouse Gas）排出量が増加した結果、世界の平均気温は、産業革命前（1850～1900年）に比べて、約1℃上昇しています。
- こうした地球温暖化は、干ばつや熱波、豪雨などの極端な気象災害の強度や頻度を増加させています。GHG排出量を削減しても、少なくとも今世紀半ばまでは気温上昇が続くと予測されており、気象災害等の影響がさらに深刻化する恐れがあります。
- 気候変動の問題に対処するため、日本を含む世界各国は、2015年に「パリ協定」を採択し、産業革命前と比べた世界の気温上昇を2℃より十分低く保ち、1.5℃以内に抑える努力を追求することを目標に掲げています。日本政府は、パリ協定の下で、GHG排出量を2030年度に2013年度比46%削減し、2050年に全体としてゼロにすることを目標としています。

■ 食品企業を取り巻く環境 — 原材料調達等への影響、取引先から迫られるGHG排出削減

- 気候変動は、食品企業の事業活動に様々な影響を及ぼしています。原材料となる農作物等の生産性や品質の低下、気象災害の直接的被災、サプライチェーンの寸断が既に発生しています。
- 今後の気候変動の進展によって、影響がさらに深刻化する恐れも指摘されています。例えば、世界全体のトウモロコシ、大豆、コメ、小麦の収量が、10年あたりでそれぞれ2.3%、3.3%、0.7%、1.3%減少する可能性^[1]や、2050年にはコーヒー豆の栽培に適している土地面積が半減する可能性^[2]などが指摘されています。日本国内においても、農産物の収量減少、家畜の成長低下、害虫の発生量増加や生息地拡大、病害被害の増大、水産資源の分布域移動や分布密度低下などが予測^[3]されています。
- こうした状況の中、大手の食品企業では、バリューチェーン全体で大幅なGHG排出量の削減に取り組む動きが増えています。2050年に向けて、GHGの排出量と吸収量を差し引きゼロにする「ネット（正味）ゼロ」を目標に掲げる先進的な企業も現れています。こうした目標の達成のために、調達先となる中堅・中小企業も大幅なGHG排出量の削減が求められつつあります。
- 自社のエネルギー使用状況を見直し、省エネルギー化や再生可能エネルギーへの転換等によってGHG排出量を削減することは、エネルギーコストの削減や増加抑制につながります。また、GHG排出削減を求める取引先からの期待に応えることで、信頼向上と関係の強化、取引の継続や新たな取引の機会獲得につながることが期待できます。

[1] IPCC「第6次評価報告書 第2作業部会 報告書」（2022年）

[2] Bunn et al.「Multiclass Classification of Agro-Ecological Zones for Arabica Coffee: An Improved Understanding of the Impacts of Climate Change」（2015年）

[3] 環境省「気候変動影響評価報告書」（2020年）

気候変動：何に取り組むか（目標の設定①）

■ 目標とする項目（例）

GHG排出量の削減

- 気候変動の問題に対する取組を進める際は、GHG排出量の削減を目標として設定することが推奨されます。
- 企業のGHG排出量は、下図のとおり、排出源によってスコープ1～3の3種類に分類されます。まずは、自社の範囲であるスコープ1及びスコープ2を対象に目標を設定することが期待されます。スコープ3については、スコープ1及びスコープ2と比較して目標設定の難易度が上がりますが、食品企業は一般的にスコープ3の排出量（特に購入する原材料に由来する排出量）が多い^[1]ことから、段階的に把握と削減を進めることが期待されます。
- また、GHG排出量の削減を達成するための手段として、エネルギー消費量の削減（省エネ）や、エネルギー消費量に占める再生可能エネルギー（再エネ）割合の増加をサブ目標として設定することも有効です。



○の数字はScope 3のカテゴリ

Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3：Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

（出所）環境省 グリーン・バリューチェーンプラットフォーム「サプライチェーン排出量 概要資料」（2022年）より転載

[1] 食品企業によるGHG排出量のうち、スコープ3排出量は全体の約87%、特に調達する原材料等に由来する排出量は全体の67%を占めるとのデータがある（CDP「CDP Technical Note: Relevance of Scope 3 Categories by Sector」（2022年））

気候変動：何に取り組むか（目標の設定②）

■ 目標とする水準の考え方

- 日本政府は、GHG排出量を2030年度に2013年度比46%削減し、2050年に全体としてゼロにする目標を掲げています（なお、2020年度のGHG排出量は2013年度比18.4%減）。食品企業においても、政府目標を念頭におきつつ、2030年に向けた中期的な目線で自主的な目標設定を行うことが推奨されます。
- 先進的な大手食品企業では、スコープ1及びスコープ2に加えて調達先における排出量を含むスコープ3を対象に、パリ協定が目指す水準と整合した削減目標（SBT：Science Based Targets）を掲げる企業もあります。そのような企業と取引がある場合には、いずれ、GHG排出削減の取組や目標設定が求められることから、取引先が定めている目標を念頭において取組を進めることが重要です。
- サブ目標のうち、再エネ割合の増加の水準については、「RE 100」や「再エネ100宣言 RE Action」という民間イニシアチブが、遅くとも2050年までに使用電力を100%再エネにする目標の設定を呼びかけています。

大手企業におけるスコープ3排出量（調達先等）の削減目標の例

- アサヒグループホールディングス：2030年に2015年比で総排出量を30%削減、2050年に同100%削減
- 味の素：2030年に2018年比で生産1トンあたりの排出量を24%削減
- イオン：購入した製品・サービスによる排出量の80%に相当するサプライヤーに、SBT目標を設定させる
- カゴメ：2030年に2020年比で総排出量を13%削減
- キリンホールディングス：2030年に2019年比で総排出量を30%削減、2050年に2019年比でスコープ1,2,3合計総排出量を90%削減
- サントリー食品インターナショナル：2030年に2019年比でスコープ1,2,3合計総排出量を30%削減
- サントリーホールディングス：2030年に2019年比でスコープ1,2,3合計総排出量を30%削減
- 日清食品ホールディングス：2030年に2018年比で総排出量を15%削減
- 不二製油グループ本社：2030年に2016年比でカテゴリ1総排出量を18%削減
- 明治ホールディングス：2030年度に2019年度比でバリューチェーンのCO2総排出量（カテゴリ1：購入した原料・包材、カテゴリ4・9：上流・下流の輸送・配送、カテゴリ12：販売した製品の廃棄）を明治グループ連結で30%以上削減
- ロッテ：2028年に2019年比でスコープ1,2に含まれない燃料及びエネルギー活動からの総排出量を23%削減、2027年までに購入した製品・サービス、資本財、輸送・配送（上流）による排出量の80%に相当するサプライヤーにSBT目標を設定させる

参考：SBTの設定水準

通常のSBT	スコープ1及び2排出量 →年4.2%以上削減 スコープ3排出量 →年2.5%以上削減 （調達先等にSBT目標設定を勧める 目標等も可能）
中小企業向けSBT（従業員500人未満、非子会社、独立系企業）	スコープ1及び2排出量 →少なくとも年4.2%削減 スコープ3排出量 →算定し削減する （特定の基準値はなし）

（出所） 環境省・みずほリサーチ&テクノロジーズ「SBT（Science Based Targets）について」（2023年）に基づき作成

（出所） Science Based Targetsウェブサイトに基づき作成（2023年1月末時点）

気候変動：どうやって取り組むか（取組の方法①）

■ GHG排出量（スコープ1、スコープ2）の現状を把握する

■ GHG排出量の削減に取り組むには、まず自社のGHG排出量を算定し、現状を把握することが必要です。算定を行う過程で、どの事業プロセスや事業拠点に由来する排出量が多いのかを把握し、その後の排出削減対策の計画策定に活かすことができます。

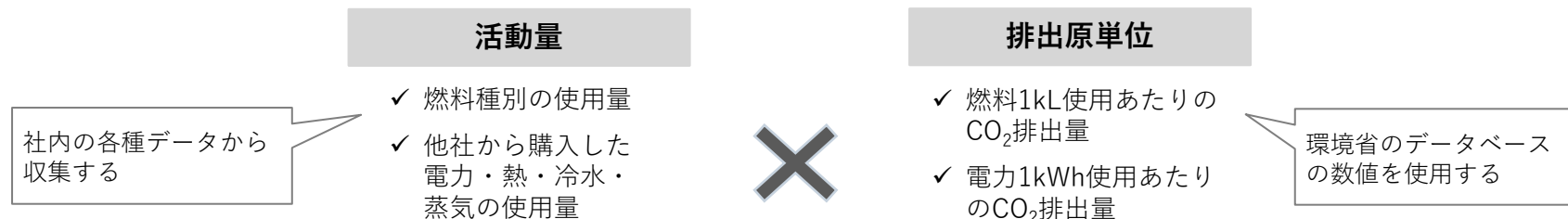
- 企業によるGHG排出量の大半を占めるエネルギー起源の二酸化炭素（CO₂）排出量は、燃料、電気、熱等の使用量（活動量）に排出原単位（単位使用量あたりのCO₂排出量）を乗じることで算定することができます。
- 活動量については、工場設備で使用したA重油や都市ガス、構内車両で使用したガソリン等の年間消費量（kL/年）や、購入した電力の年間消費量（kWh/年）等のデータを、納入伝票や購入量・使用量等の記録から収集します。
- 排出原単位は、環境省が公表しているデータベースの数値を用います。具体的には、地球温暖化対策の推進に関する法律（略称 温対法）に基づく「算定・報告・公表制度」の下で、燃料種別の排出係数（tCO₂/kLなど）や電気事業者別及び全国平均の電力消費量あたり排出係数（tCO₂/kWh）が一覧で公表されています。

⇒ 環境省ウェブサイト「算定方法・排出係数一覧」 (<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>)

- また、自社のGHG排出量を簡単に把握するためのツールとして、日本商工会議所は、電力・灯油・都市ガス等のエネルギー種別に毎月の使用料・料金をExcelシートに入力・蓄積することで、環境省が公表している排出係数に基づき自動的にCO₂排出量を計算できる「CO₂チェックシート」を無料で提供しています。

⇒ 日本商工会議所「CO₂チェックシート」 (<https://eco.icci.or.jp/checksheet>)

GHG排出量の算定方法（スコープ1、スコープ2）



気候変動：どうやって取り組むか（取組の方法②）

■ GHG排出量（スコープ3）の現状を把握する

- 食品企業は、一般的にスコープ1やスコープ2よりもスコープ3（特に、購入する原材料等に由来する排出量）の排出量が多いことから、先進的な大手企業は、サプライチェーン上のGHG排出削減に取り組む第一歩として、スコープ3排出量の算定に取り組んでいます。
- スコープ3排出量は、「算定・報告・公表制度」の対象外であり、GHGプロトコルの「スコープ3算定報告基準」に沿って算定を行う必要があります※。環境省と経済産業省は、日本企業がGHGプロトコルの基準に沿ってスコープ3排出量を算定できるよう、ガイドラインやデータベースを公表しています。

⇒ 環境省・経済産業省「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」
(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate_tool.html#no00)

- スコープ3排出量は、さらに下記の15種類のカテゴリに分かれます。いずれのカテゴリも、活動量に排出原単位を乗じて算定する基本的な考え方は同じですが、活動量と排出原単位のいずれのデータも量が増え、取得の難易度が上がります。そのため、大手企業であっても、スコープ3排出量の算定は容易ではありませんが、段階的に算定を進めることが期待されます。

コラム：GHGプロトコルとは

- ✓ GHGプロトコルとは、温室効果ガス排出量の算定・報告の手順を定めた国際的な基準です。米国の環境シンクタンクWRI（世界資源研究所）と、持続可能な発展を目指す企業連合体であるWBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）が中心となって、開発されました。
- ✓ 気候変動に関する様々な民間イニシアティブにおいて、GHGプロトコルに準拠したGHG排出量の算定・報告が求められていることから、大手食品企業の多くはGHGプロトコルに準拠してGHG排出量の算定・報告を行っています。

GHG排出量の算定方法 （スコープ3 カテゴリ1の例）

活動量

- ✓ 購入した原材料等の重量や金額

社内の各種データから収集する

排出原単位

- ✓ 購入物品の重量や金額あたりのCO₂排出量

環境省が公表しているデータベースの数値を使用する

【スコープ3のカテゴリ（15種類）】

①購入した製品・サービス、②資本財（生産設備の増設）、③スコープ1、2に含まれない燃料及びエネルギー活動（調達している燃料や電力の上流工程）、④輸送、配送（上流）、⑤事業から出る廃棄物、⑥出張、⑦雇用者の通勤、⑧リース資産（上流）、⑨輸送、配送（下流）、⑩販売した製品の加工、⑪販売した製品の使用、⑫販売した製品の廃棄、⑬リース資産（下流）、⑭フランチャイズ、⑮投資

※ スコープ1及びスコープ2の排出量についても、GHGプロトコルの基準に沿って算定を行うことが可能です。その場合、算定・報告・公表制度とは、報告対象とする企業の範囲や、電力消費量あたり排出係数の使用方法などが異なります

（出所） 環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver4.8）」（2022年）、GHGプロトコル「事業者排出量算定報告基準 改訂版」（2004年）、GHGプロトコル「Scope 2 Guidance」（2015年）、GHGプロトコル「Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard」（2011年）等に基づき作成

気候変動：どうやって取り組むか（取組の方法③）

■ GHG排出量（スコープ1、スコープ2）を削減する

- エネルギー消費量の削減（省エネ）と再生可能エネルギー（再エネ）割合の増加
 - まずは、既存の設備やプロセスの運用改善、より高効率な設備の導入等により省エネを進めることが重要です。運用改善による省エネは、一般的に、追加的なコストをほとんど負担することなく取り組めるものの、GHG排出削減効果はあまり大きくありません。一方で、より高効率な設備の導入は、初期コストの負担は大きいものの、GHG排出削減効果は相対的に大きく、補助金の活用や中長期的なエネルギーコストの削減によって、初期コストを相殺できる場合があります。
 - 省エネだけでGHG排出量の削減目標を達成できない場合は、自社の消費電力を再エネに切り替えることが必要になります。再エネ由来の電力プランへ切り替える方法は、小売電気事業者各社のメニューによって切り替え前と同程度のコストで済むものや、化石燃料価格が高騰する中でかえってコストが下がるものもあるようです。また、近年では、発電事業者に自社施設の屋根や遊休地を貸し出し、発電事業者がそこに設置した発電設備で発電した電力を購入することで、初期投資をすることなく再エネ電力を調達できるPPA（Power Purchase Agreement：電力販売契約）という仕組みも広がっています^[1]。

目標項目	取組事例		初期コスト	排出削減効果
省エネ	運用改善	✓ LED照明への転換 ✓ センサーを活用して冷凍・冷蔵設備の温度管理など設備の稼働時の電力使用量を最適制御	小	小～中
	設備導入	✓ 高効率ボイラーの導入 ✓ 製造設備について省エネ性能に優れたトップランナー機器に転換 ✓ コージェネレーション（熱電併給）システムの導入 ✓ 排水の加温処理に使用していた化石燃料ボイラーをヒートポンプに転換 ✓ 特定フロンを使用した冷蔵機器等を自然冷媒や代替フロン使用機器に順次転換	中～大 （補助金で 軽減可能な 場合あり）	中～大
再エネ割合の増加	外部調達	✓ 小売電気事業者から再生可能エネルギー由来の電力を購入 ✓ 第三者が自社事業所内にソーラーパネルを設置し、発電した電力を購入（オンサイトPPA）	小～中	大
	自社生産	✓ 工場・店舗の屋根や遊休地にソーラーパネルを設置し、発電した電力を自家消費 ✓ 工場で発生する食品廃棄物をエタノール・メタン発酵し、発電やバイオマスボイラーの燃料として活用	大	大

（出所） 農林水産省「ESGに係る食品関連企業勉強会」（2022年）、食品企業による開示情報等に基づき作成

（注） 表中の「初期コスト」及び「排出削減効果」は、参考のために相対的な相場観を示したものであり、実際のコスト及び排出削減効果の大きさは状況によって異なります

[1] 環境省ウェブサイト「再エネスタート」では、再生可能エネルギーの利用を検討している企業等向けに役立つ情報を掲載しています

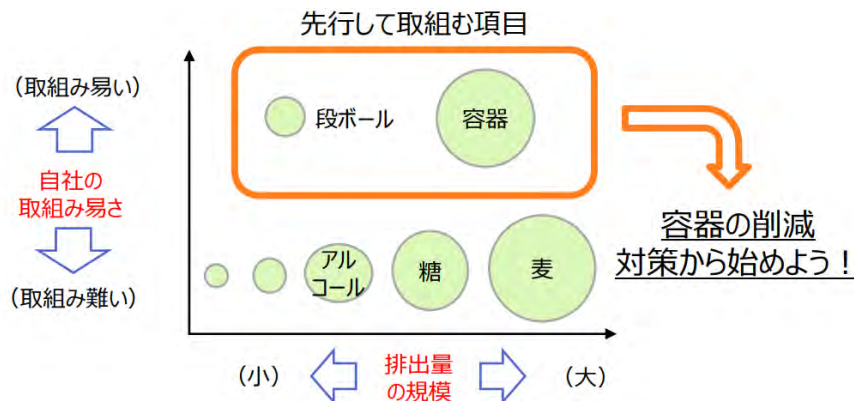
(<https://ondankataisaku.env.go.jp/re-start/#gsc.tab=0>)

気候変動：どうやって取り組むか（取組の方法④）

■ GHG排出量（スコープ3）を削減する

- バリューチェーン上の排出削減
 - － スコープ3、特に、食品企業において大きな割合を占める、購入する原材料等に由来する排出量は、自社が直接的に管理することができないため、大手企業であっても、削減が容易ではない領域です。そのため、排出量の規模と自社の取組み易さの2つの観点で分析し、先行して取り組む項目を定めることが効果的です。
 - － 原材料となる農畜水産物の生産段階におけるGHG排出量についても、原材料生産者と協力し、より排出量が少ない原材料を積極的に調達するなど、長期的かつ段階的に削減を進めていくことが期待されます。農林水産省は、農産物の生産段階で排出されるGHGを農家が簡易に算定できるツールを開発しており、食品企業が調達する原材料のGHG排出量の算定にも利用できます。また、このツールを利用してGHGの排出削減に取り組んだ農産物を等級ラベルで表示する販売実証を行っており、このような農産物を優先的に調達や販売することもGHG排出量の削減に資する取組としてアピールできます^[1]。
 - － 先進的な大手企業では、原材料調達先である農家と連携した取組、包装材サプライヤーとの連携による包装材の軽量化・薄型化、物流を改善する取組等が行われています。

スコープ3排出量の削減対策の優先付け（イメージ）



取組事例

原料の調達	✓ 製造工程で発生する食品廃棄物をたい肥化して農家に供給することにより、①食品廃棄物の廃棄・焼却に伴うCO₂の発生を抑制、②農家における化学肥料の使用量を削減し、化学肥料の製造、輸送に伴うCO₂の発生を抑制 ✓ 農家からの原料受入れの際の規格を改善し、生産段階での農産物廃棄を抑制してCO₂の発生を削減 ✓ 製品の原料を原料生産段階のCO₂排出量がより少ないものへ転換
資材の調達	✓ 包装材の軽量化・薄型化（資材投入量が削減されるとともに、製品輸送の効率化にも貢献）
物流の改善	✓ 他の食品企業と連携して製品運送の共同化に取り組み、製品輸送を効率化（トラックの空きスペースを削減） ✓ 製品輸送を積極的にモーダルシフト（トラック等の自動車輸送から、環境負荷の小さい鉄道輸送や船舶輸送に転換）

（出所） 環境省・みずほリサーチ&テクノロジーズ「サプライチェーン排出量の算定と削減に向けて」より転載

（出所） 農林水産省「ESGに係る食品関連企業勉強会」（2022年）、食品企業による開示情報等に基づき作成

参考：気候変動への適応

■ 気候変動への適応とは

- 世界の平均気温は、産業革命前に比べて既に約1℃上昇しており、原材料となる農作物等の生産性や品質の低下、気象災害による直接的被災、サプライチェーンの寸断等の影響が既に発生しています。パリ協定の国際目標を達成できたとしても、世界の平均気温は現在よりさらに上昇することになり、気候変動による影響が今以上となることが予測されています。
- そのため、GHG排出量の削減と並行して、今後の気候変動による影響に適切に備え、その影響を回避・軽減する「適応」も進めていくことが重要です。食品企業では、自社の工場等における気象災害への備えに加えて、原材料の生産地における気候変動による影響についても認識し、これをできるだけ回避・軽減することが、事業の継続性を確保することにつながります。また、気候変動による影響をビジネスの機会として捉えて、新たな事業・商品の開発に取り組むことも「適応」のひとつです。

■ 気候変動への適応の進め方

- 現在及び将来の気候変動による影響を適切に把握し、できるだけ早い段階から、戦略的にこれを回避・軽減する取組を始めることが重要です。気候変動とその影響を100%正確に予測することは不可能であり、また、全ての影響について予測情報が提供されているわけではありませんが、公的機関の公表情報等を参考に、段階的に進めていくことが期待されます。環境省は、民間企業が気候変動への適応を進めるためのガイドを公表しており、参考にすることができます。

⇒ 環境省「民間企業の気候変動適応ガイドー気候リスクに備え、勝ち残るためにー」
(https://adaptation-platform.nies.go.jp/private_sector/guide/index.html)

取組事例

リスクの回避・軽減	✓ 防災設備の増強：内水氾濫の可能性に関する詳細評価結果も参考に、最大降雨量の想定を従来より高め、工場における放流ポンプ能力を増強 ✓ 原材料生産者の支援：地域の事情にあわせた耐病性品種の選定、自然災害時の資金援助、第三者認証取得のためのトレーニング費用の援助等を通じて、原材料生産者が気候変動による影響に適応できるよう支援
機会の獲得	✓ 熱中症対策商品の販売：止渴や熱中症対策のニーズに対応した商品を開発・販売 ✓ 新たな健康問題への対応：世界的な気候変動により、これまで発生しなかった国・地域における感染症等の健康問題が生じることが予測されることから、免疫改善、高栄養・高たんぱく質などのニーズに対応した商品を開発・販売

(出所) 環境省「民間企業の気候変動適応ガイドー気候リスクに備え、勝ち残るためにー」(2022年)に基づき作成

人権尊重：なぜ取り組むか

■ 人権尊重の問題とは

- 人権とは、「社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利」^[1]であり、地球上のすべての人が生まれながらに持つ権利です。
- 従来、人権尊重は国家が取り扱う問題として考えられてきましたが、企業活動のグローバル化によってバリューチェーンが世界中に広がる中で、企業活動による人権への負の影響（人権侵害）が顕在化し、懸念が高まっています。
- こうした状況を踏まえて、2011年、国連の人権理事会は「人権を尊重する企業の責任」を柱の一つとする「ビジネスと人権に関する指導原則」を定めました。日本政府も、2020年10月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」を公表するとともに、2022年9月には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表し、日本企業による人権尊重の取組に対する理解の深化と取組の促進を図っています。

⇒ 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン (<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>)

■ 食品企業を取り巻く環境 ― 自社や下請先等従業員の人権尊重と調達先労働者の人権尊重、人権尊重の取組の取引条件化

- 食品企業において、人権尊重の問題には大きく2つの観点があります。一つは、自社やグループ会社、製造や物流の下請先における従業員の人権尊重です。例えば、安全衛生が不十分な労働環境、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、非正規雇用労働者や外国人労働者に対する社内規定・制度等での差別が懸念されています。
- もう一つの観点は、原材料調達先の労働者の人権尊重です。特に、海外の原材料生産地では、児童労働や強制労働が発生している場合があります、こうした調達先から原材料を調達することによる人権侵害への間接的な関与が懸念されています。
- こうした状況の中、大手の食品企業では、調達先における人権尊重の取組状況について、アンケート調査や訪問監査で確認したり、取引の開始や継続に際して、調達先にも自社が定める人権尊重の取組方針を遵守するよう求める動きが増えています。取組方針の遵守が不十分だった場合や児童労働・強制労働などが発覚した場合は、海外では取引の一時停止や調達先の変更に至った例があるほか、国内の大手食品企業でも取引終了を勧告することを明示している企業もあります。

人権尊重：何に取り組むか（目標の設定）

■ 目標とする項目（例）

人権尊重の責任を果たす体制を構築・維持する

- 企業には、規模や業種を問わず、他者への人権侵害を回避し、自社が関与した人権への負の影響に対処すべき責任があります。
- この責任を果たすために企業に求められる行動が、**人権方針の策定、人権デュー・ディリジェンスの実施、救済措置の実施**の3つです。
- 大手企業等では、下表に示すような目標を設定し、社内体制の構築・維持に努めている例があります。

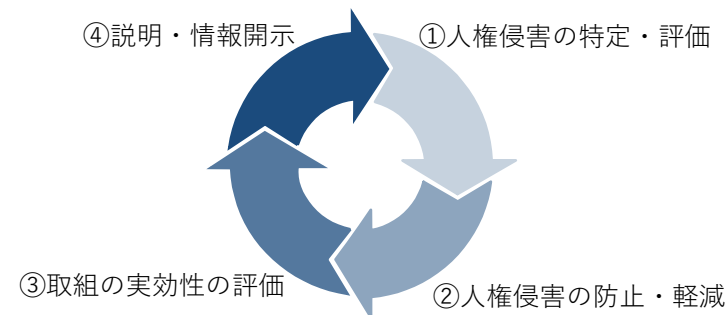
人権尊重に関連する目標項目の例

自社・グループ会社等	調達先
✓ 役員・従業員に対する教育・研修の実施回数、受講人数、受講率 ✓ 人権に関するリスク評価の実施回数	✓ 人権尊重の取組状況を確認する調査等の実施回数、対象社数、調達先に占める調査対象の割合 ✓ 労働環境改善プログラムを適用した調達先の数 ✓ 使用原料を人権尊重に配慮している原料に切り替え

（出所） 食品企業の開示情報に基づき作成。

コラム：人権デュー・ディリジェンスとは

- ✓ 人権デュー・ディリジェンスとは、企業が、人権侵害を防止・軽減するための一連の行為です。
- ✓ 具体的には、下記の図のように、①人権侵害の特定・評価（自社、グループ会社、調達先等において、実際に発生している人権侵害だけでなく、発生する可能性がある人権侵害も含めて特定・評価する）、②特定した人権侵害の防止・軽減に取り組む、③実施した防止・軽減策の実効性を評価する、④人権侵害の防止・軽減にどのように取り組んだか説明・情報開示する、という4つのプロセスで構成されます。
- ✓ 人権DDは、人権侵害が存在しないという結果を担保するものではなく、継続的に実施することで、人権侵害の防止・軽減に努めることが重要です。



（出所） OECD「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンスガイダンス」（2018年）を参考に作成

■ 目標とする水準の考え方

- どのような企業にも、人権侵害が起きてしまう可能性は常に存在し、人権尊重の取組を行っても全てを解消することは困難です。このため、「人権侵害が存在しない」という結果のみを求めるのではなく、**人権侵害の可能性のあることを前提に、それらを特定し、防止・軽減し、その取組を説明するための体制を構築・維持することが重要です。**

人権尊重：どうやって取り組むか（取組の方法①）

■ 人権方針を策定する

- 人権方針は、自社が人権尊重の責任を果たすことを社内外の関係者に向けて示すものです。政府のガイドラインでは、人権方針が満たすべき要件として、右記の5つを挙げています。
- 方針の策定にあたっては、社内の知見収集に加えて、業界や調達する原料・調達国の事情等に精通したステークホルダー（労働組合・労働者代表、NGO、業界団体等）との対話・協議により、自社が影響を与える可能性のある人権を把握することが必要です。
- 方針の策定後は、研修の実施等によって社内全体に周知し、方針の内容を行動指針や調達指針等に反映する等、企業活動の中で具体的に実践していくことが重要です。

人権方針の要件

- ① 企業のトップを含む経営陣で承認されていること
- ② 企業内外の専門的な情報・知見を参照した上で作成されていること
- ③ 従業員、取引先、及び企業の事業、製品又はサービスに直接関わる他の関係者に対する人権尊重への企業の期待が明記されていること
- ④ 一般に公開されており、全ての従業員、取引先及び他の関係者にむけて社内外にわたり周知されていること
- ⑤ 企業全体に人権方針を定着させるために必要な事業方針及び手続に、人権方針が反映されていること

（出所） ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議
「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（2022年）

コラム：人権方針の策定（大手企業の事例）

人権方針の項目

1. 人権に対する基本的な考え方
2. 適用範囲
3. 人権尊重の推進体制
4. 人権デュー・ディリジェンスの実施
5. グリーバンスメカニズムの構築と救済措置
6. ステークホルダーとの対話・協議
7. 教育・啓発活動
8. モニタリングと情報開示
9. 重点取り組み

セブン&アイグループでは、すべての人の人権を理解し、人権尊重の責任を果たすため、人権方針を策定。

人権に関して最低限遵守されるべき国際的な原則・基準として理解し、支持するものを記載。

人権方針の適用範囲として、1) セブン&アイグループの役員と従業員、2) セブン&アイグループのビジネスパートナーを記載。

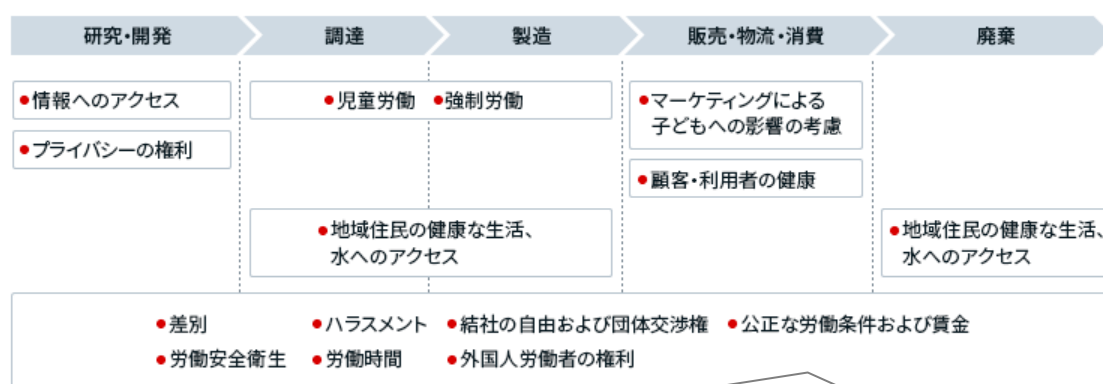
重点的の取り組む内容として、(1) 非人道的な扱いの禁止、(2) 強制労働の禁止、(3) 児童労働の禁止、(4) 差別の禁止、(5) 安全で衛生的かつ健康的な労働環境の提供、(6) 適切な労働時間の管理、(7) 適切な賃金の確保、(8) 子どもの権利の尊重、(9) 安全な商品・サービスの提供と倫理的なマーケティングや広告活動を記載。

人権尊重：どうやって取り組むか（取組の方法②）

■ 人権デュー・ディリジェンスを実施する

- 人権デュー・ディリジェンスは、①人権への負の影響（人権侵害）の特定・評価、②負の影響の防止・軽減、③取組の実効性の評価、④説明・情報開示のプロセスで構成されます。バリューチェーン全体を対象に人権デュー・ディリジェンスを実施することは、大手企業であっても容易ではなく、試行錯誤している企業も少なくありませんが、今から取組を開始することで、人権侵害を防止・軽減し、従業員、取引先の手企業、調達先、消費者等からの信頼を高めることにつながります。
- 第1のプロセス：負の影響の特定・評価
 - 人権への負の影響が生じる可能性が高い事業領域や工程を特定し、負の影響と自社との関わり（自社が負の影響を引き起こしたか、負の影響を助長したか、負の影響が自社の事業・製品・サービスと直接関連しているか）を評価します。
 - 食品企業では、バリューチェーン全体において一般的に次ページに示すような人権への負の影響が生じ得るとされています。また、海外からの輸入原材料には、品目や生産国によって人権への負の影響が生じやすいとされているものもあります。
 - 特定・評価した人権への負の影響の全てに直ちに対応できない場合には、負の影響の規模（侵害の性質等）、範囲（負の影響を受ける人数等）、救済の難しさを踏まえて、対応の優先順位付けを行います。

コラム：人権侵害の特定・評価（大手企業の事例）



明治グループは、事業領域のバリューチェーン全体における人権リスクを抽出し、外部からの客観的な視点を入れて顕著な人権課題を特定

キリンググループは、原料調達国ごとの人権リスクと事業への影響度の2軸で人権リスクの高い農産物及び農産物加工品の特定及び優先順位付けを実施

参考：食品産業で生じ得る人権への負の影響（例）

負の影響の種類	具体例
労働者の安全衛生	✓ 就業中に転倒、転落、怪我をする可能性や、換気不足等による衛生状態の悪化に対策をとらない ✓ 従業員が定期健康診断を受診できない、新型コロナウイルス感染症等への従業員の感染防止対策を講じない ✓ 取引先の労働環境が劣悪であることを知りながら、改善要請をせず取引を継続する
賃金の支払い	✓ 事業を行う地域の最低賃金に満たない賃金を支払う ✓ 残業代の未払い、深夜残業の割増賃金の未払い、退職者の賃金支払い請求に対する遅延 ✓ 労働者とその家族が生活する地域の物価を勘案せず、またその家族の平均生活費を考慮せず賃金を決定する
労働者の差別	✓ 採用、昇進昇格、退職において、業務能力や勤怠状況等の合理的理由なく差別したり不利益を与えたりする ✓ 社内規定・制度や福利厚生が、特定の性的指向や雇用条件等によって適用されない ✓ 病気にかかったことを理由に本人の望まない異動を強いる ✓ 外国人労働者の賃金、労働時間その他の労働条件について差別的な扱いをする
結社の自由と団体交渉権	✓ 採用条件として労働組合への非加入を提示する、労働組合から脱退するよう示唆する ✓ 労働組合の団体交渉が実施されない、実質的に誠実な交渉を行わない ✓ 外国人労働者が労働組合に加入することを認めない
児童労働・強制労働	✓ 年齢確認書類の詳細を確認せずに15歳未満の子どもを雇用する ✓ 取引先の海外工場や原料調達先の農場等で15歳未満の子どもが雇用されている ✓ 外国人技能実習生や外国人労働者の旅券・在留カードを取り上げて移動の自由を奪い、強制的に仕事に従事させる ✓ 人材斡旋業者が法外な紹介手数料を労働者に請求しており、債務返済のために働かざるを得ない状況になっている ✓ 取引先の海外工場地域住民が強制的に業務に従事させられている
土地所有者の権利	✓ 企業活動により水資源が汚染され、地域住民が清潔な飲料水を手に入れることが困難となる ✓ 廃棄物投棄、建設物による日照不足、店舗の夜間照明等で地域住民の生活の安心・安全が損なわれる ✓ 住民にとって伝統的な意義をもつ土地を、住民との正当な協議を行わずに取得し、事業活動を行う

参考：児童労働・強制労働が懸念される主な原材料とその生産国（例）

- 米国政府の報告書によれば、児童労働や強制労働が確認されている原材料とその生産国について、例えば下表の品目がリストアップされています。これらの海外産原材料を扱っている場合は、原材料生産地において児童労働や強制労働等の人権侵害が発生していないか原材料サプライヤーへの確認を行うなど、特に注意が必要と思われます。

原材料	児童労働が指摘されている生産国	強制労働が指摘されている生産国
パーム油	＜アジア地域＞インドネシア、マレーシア ＜アフリカ地域＞シエラレオネ	＜アジア地域＞インドネシア、マレーシア
サトウキビ	＜アジア地域＞インド、カンボジア、フィリピン、ベトナム、ミャンマー ＜アフリカ地域＞ウガンダ、ケニア、ジンバブエ ＜中南米地域＞エルサルバドル、グアテマラ、コロンビア、ドミニカ共和国、パラグアイ、ブラジル、ペリイズ、ボリビア、メキシコ	＜アジア地域＞パキスタン ＜中南米地域＞ドミニカ共和国、ブラジル、ボリビア
コーヒー豆	＜アジア地域＞ベトナム ＜アフリカ地域＞ウガンダ、ギニア、ケニア、シエラレオネ、タンザニア、ナイジェリア ＜中南米地域＞エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ブラジル、ホンジュラス、メキシコ	＜アフリカ地域＞コートジボワール、ナイジェリア ＜中南米地域＞ブラジル
魚類・エビ	＜アジア地域＞インドネシア、フィリピン ＜中東地域＞イエメン ＜アフリカ地域＞ウガンダ、ガーナ、ケニア	＜アジア地域＞インドネシア、カンボジア、タイ、台湾、中国、バングラデシュ、ベトナム、ミャンマー ＜アフリカ地域＞ガーナ ＜中南米地域＞パラグアイ、ブラジル、ペルー、ホンジュラス
カカオ	＜アジア地域＞ベトナム ＜アフリカ地域＞ガーナ、カメルーン、ギニア、コートジボワール、シエラレオネ、ナイジェリア ＜中南米地域＞ブラジル	＜アフリカ地域＞コートジボワール、ナイジェリア

人権尊重：どうやって取り組むか（取組の方法③）

■ 人権デュー・ディリジェンスを実施する（続き）

● 第2のプロセス：負の影響の防止・軽減

- 自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合は、そのような活動を確実に停止し、将来同様の影響が生じないように活動を防止します。契約や法的な理由によって活動を直ちに停止できない場合は、活動の停止に向けた工程表を作成し、段階的に活動を停止します。
- 自社、グループ会社、下請先等において、長時間労働や安全・衛生的でない労働環境、非正規雇用労働者や外国人労働者に対する差別的な社内規定・制度や人事評価等が特定された場合には、改善に向けて速やかに対応し、社内環境や制度を整備することが必要です。
- また、人権に対する教育・研修プログラムを実施することで、知識・理解不足による人権侵害を防止することも重要です。社内で研修を実施することが難しい場合は、外部講師を招いたり、法務局・地方法務局などの行政機関等が開催する研修会や講演会に参加することも一つの方法です。
- 自社が引き起こしたり助長しているわけではないが、調達先や原材料生産地等において人権への負の影響が生じている場合には、負の影響を引き起こし又は助長している企業等に対して、取組の改善を要請したり、取組の改善を支援することによって、負の影響の防止・軽減に努めます。
- 調達先や原材料生産地における人権侵害を防止・軽減することは容易ではありませんが、原材料サプライヤーや原材料生産者等と協力しながら、段階的に取組を進めていくことが期待されます。中堅企業でも、海外原材料生産地における人権侵害の防止・軽減に向けて、具体的な取組を始める例が出始めています。

コラム：負の影響の防止・軽減の取組（中堅企業の事例）

- ✓ 菓子メーカーの有楽製菓株式会社は、2022年内に主力のチョコレート菓子に使用するカカオ原料を、児童労働撤廃につながる「スマイルカカオ」に切り替えること、また、2025年までに同社で使用するカカオ原料を全て「スマイルカカオ」へ切り替えることを目標として設定し、公表しています。
- ✓ 同社では、この目標を達成するため、既存原料メーカーとの対話・協議やカカオ原料調達先の切り替え、国際NGOとの協働によるカカオ農家の支援の取組を行っています。

人権尊重：どうやって取り組むか（取組の方法④）

■ 人権デュー・ディリジェンスを実施する（続き）

- 第3のプロセス：取組の実効性の評価
 - － 自社内のデータ（後述する苦情処理メカニズムにより得られた情報等）や、負の影響を受けた又はその可能性のある関係者等へのヒアリング、アンケート、現地訪問、第三者調査等により情報を収集し、取組の効果（負の影響が適切に対処されたと感じている関係者の比率、負の影響の再発率等）を評価します。
- 第4のプロセス：説明・情報開示
 - － 人権方針を企業全体に定着させるための措置、特定した負の影響、優先順位付けの基準、防止・軽減の取組、実効性評価に関する情報等を、ホームページ等に記載します。
 - － 仮に人権侵害が発生していた場合であっても、これを開示することは、改善意欲があり透明性の高い企業として企業価値の向上に寄与し、社内外から評価されるべきものであり、積極的に開示することが期待されます。

■ 救済措置を実施する

- 救済措置とは、発生してしまった人権侵害の影響を軽減・回復すること、及びそのためのプロセスです。
- 自社が人権への負の影響を引き起こし、又は助長していた場合は、負の影響の性質や影響が及んだ範囲に応じて、謝罪、原状回復、金銭的又は非金銭的な補償、再発防止プロセスの構築・表明、調達先に対する再発防止の要請等、負の影響を受けた側の視点から適切な救済を実施する、又は救済の実施に協力します。
- 救済措置の実施にあたっては、負の影響に関する懸念の表明、苦情の申し立て、救済の要請を受けるための「苦情処理メカニズム」（ホットライン等）を構築するか、業界団体等の苦情処理メカニズムに参加することが期待されます。大手企業では、外国人労働者も利用可能な、多言語対応のホットラインを運用する取組も出始めています。
- 近年では、苦情処理メカニズムの実効性を向上するため、複数の企業が利用可能な苦情処理プラットフォームを構築する業界横断的な動きがあります。2022年6月に設立された一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構（JaCER）では、会員企業が関連している人権事案への苦情を一括して受け付け、専門的な立場から苦情処理を支援・推進しています。複数の大手食品企業も、同機構の会員になっています。

⇒ 一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構（JaCER）ウェブサイト（<https://jacer-bhr.org/index.html>）

食品ロス削減・食品廃棄物リサイクル：なぜ取り組むか

■ 食品ロス・食品廃棄物の問題とは

- 世界では約8億人^[1]が飢餓に直面している一方で、生産された食料のうち、原材料の収穫後から販売までに14%^[2]、消費段階（家庭・小売・外食）で17%^[3]が廃棄されています。食料問題の解決には、食料システム全体で食品ロス・食品廃棄物の発生を抑制することが不可欠です。
- 食料生産の過程では多量のエネルギーが消費されており、消費されずに廃棄された食料の生産・流通過程や廃棄過程で排出されるGHGが人間活動によるGHG排出量の8～10%を占めるとの推計^[4]もあります。気候変動の観点からも、食品ロス・食品廃棄物の発生は重要な問題です。
- 国内においては、事業系の食品廃棄物等が年間1,624万トン発生し、このうち食品製造業が83%を占めています。また、可食部の食品廃棄物等は275万トンとなっており、このうち食品製造業が44%を占めています（いずれも2020年度推計値）^[5]。

■ 食品企業を取り巻く環境 — 「食品リサイクル法」及び「食品ロス削減推進法」の下での取組実施

- 食品リサイクル法にもとづき、食品廃棄物等の発生量が年間100トン以上の事業者は、食品廃棄物等発生量等の定期報告義務があります。また、食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生量を、同法に基づき設定されている「発生抑制の目標値」以下に抑制するよう努力することが求められています。
- 令和元年10月には、国・地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減に取り組むため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称 食品ロス削減推進法）が施行されました。また、令和2年3月には、食品関連事業者に求められる役割と行動等を明確にする、食品ロス削減推進法に基づく基本方針が閣議決定されました。
- 食品ロス・食品廃棄物の問題に取り組むことは、廃棄物処理費などのコスト削減・増加抑制につながります。また、食品廃棄物をエネルギーや有価物としてリサイクルすることができれば、エネルギーコストの削減・増加抑制や副収入の確保につながることも期待できます。
- 大手の食品企業では、小売企業10社が、それぞれのサプライヤー20社とともに、2030年までに食品廃棄物の半減に取り組む「10×20×30食品廃棄物削減イニシアティブ」を通じて、サプライチェーン全体で取組を進める動きも出始めています。

[1] FAO「The State of Food Security and Nutrition in the World 2022」（2022年）

[2] FAO「The State of Food and Agriculture 2019. Moving forward on food loss and waste reduction」（2019年） [3] UNEP「Food Waste Index Report 2021」（2021年）

[4] IPCC「Summary for Policymakers. In: Climate Change and Land: an IPCC special report on climate change, desertification, land degradation, sustainable land management, food security, and greenhouse gas fluxes in terrestrial ecosystems」（2019年）

[5] 農林水産省「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢＜令和5年1月時点版＞」（2023年）

食品ロス削減・食品廃棄物リサイクル：何に取り組むか（目標の設定）

■ 目標とする項目（例）

食品ロス・食品廃棄物等発生量の削減（発生抑制）、食品ロス・食品廃棄物等のリサイクル率向上

- 食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品）や食品廃棄物に関する取組を進める際は、まず、食品ロス・食品廃棄物等発生量の削減（発生抑制）を目標として設定することが推奨されます。
- また、その上で発生してしまった食品ロス・食品廃棄物等については、これを有効利用するため、食品ロス・食品廃棄物等のリサイクル率の向上を目標として設定することが推奨されます。

■ 目標とする水準の考え方

- 日本政府は、食品リサイクル法の基本方針（2019年7月）及び食品ロス削減推進法の基本方針（2020年3月）において、事業系食品ロスを2030年度までに2000年度比で半減させる目標（年間発生量273万トン）を掲げています（なお、2020年度の事業系食品ロス発生量は275万トン）。これは、国連の持続可能な開発目標（SDGs）のターゲット12.3も踏まえた目標値です。食品企業においても、政府目標を念頭におきつつ、2030年に向けてさらなる食品ロス・食品廃棄物等の発生抑制に取り組む自主的な目標設定を行うことが推奨されます。
- 食品廃棄物等の発生抑制については、食品リサイクル法が業種別に目標値（2019年度～2023年度）を定め、食品関連事業者に対して食品廃棄物等の単位当たりの発生量をこの目標値以下に抑制するよう努力を求めています。また、目標値が設定されていない食品関連事業者においても、自主的な努力によって発生原単位の減少に努めることを求めています。
⇒ 業種別の発生抑制目標値：農林水産省ウェブサイト「食品廃棄物等の発生抑制の取組」
(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/hassei_yokusei.html)
- 食品廃棄物のリサイクルについては、食品リサイクル法の基本方針（2019年7月）において、食品循環資源の再生利用等の実施率を2024年度までに、食品製造業で95%、食品卸売業で75%、食品小売業で60%、外食産業で50%に向上させる目標を掲げており、食品関連事業者に対して目標値を上回ることを求めています。

食品ロス削減・食品廃棄物リサイクル：どうやって取り組むか（取組の方法）

■ 食品ロス・食品廃棄物等の削減及びリサイクル方法

- 食品ロス・食品廃棄物等を削減（発生抑制）する
 - － 食品ロス・食品廃棄物等の発生には、直接的・間接的に様々な要因が複雑に関わっています。自らの事業活動により発生している食品ロス・食品廃棄物等を把握した上で、自社において取り組むこと、取引先等と協力しながら取り組むことを、できることから着実に進めていくことが重要です。
- 食品ロス・食品廃棄物等をリサイクルする
 - － 食品ロス・食品廃棄物等のリサイクルは、飼料化、肥料化、きのこ菌床への活用、その他の再生利用（メタン化によるエネルギー利用、バイオマスプラスチック原料としての利用等）の順番で進めることが推奨されます。

目標項目		取組事例
発生抑制 (削減)	業種共通	✓ 需要予測の高度化や適正受注の推進（関係者間のコミュニケーション強化、過去の販売実績や店頭販促状況等を参考にした不良在庫の削減、受注生産・予約販売の強化、AIを活用した需給予測 /等） ✓ フードバンク等への提供 ✓ 消費者へのアピール
	食品製造業	✓ 年月表示化など賞味期限表示の大括り化 ✓ 製造方法の改善・効率化（原料の無駄のない利用、加工に供する素材の形状変更による端材発生の抑制、無菌製造機の導入や徹底した衛生品質管理による賞味期限の延長 /等） ✓ 商品開発（長期保存が可能な商品の開発、家庭での冷凍保存が可能な商品の製造 /等） ✓ 保存方法・容器の改善（容器の充填方法や遮光性の向上、真空パック包装の導入 /等）
	食品卸売・小売業	✓ 商習慣の見直し（納品期限「1/3ルール」の見直し、賞味期限間近までの販売期限延長 /等） ✓ 売り切りの取組（ECサイトや無人販売機の活用、賞味期限が迫った商品の値引きや購入者へのポイント付与 /等） ✓ 規格外品等の販売（品質に問題はないが規格外である商品のアウトレット販売 /等）
	外食産業	✓ 天候や日取り等を考慮した仕入れ ✓ 小盛りメニューや消費者の要望に応じた量の調節、食べきりの呼びかけ ✓ 残った料理の持ち帰り
リサイクル	業種共通	✓ リサイクル業者への委託により飼料化・堆肥化し、農業法人等へ提供 ✓ 自社で発生する食品廃棄物をメタン発酵させ、製造工程のボイラー用燃料として利用

脱プラスチック、容器包装リサイクル：なぜ取り組むか

■ プラスチックの問題とは

- 食品企業で多用されるプラスチック製の容器包装は、取引先や消費者に品質を保って製品を届ける上で重要な役割を果たしており、食品の保存性を高める等によって食品ロスの発生抑制にも貢献しています。一方で、これらのプラスチック製容器包装の大半が使い捨てされており、大量に発生するプラスチック廃棄物が問題となっています。
- 石油等を原料とするプラスチックは自然に分解しにくいことから、適切な廃棄・回収が行われない場合は自然環境中に残り続け、最終的に海に流れ込んで海洋汚染の原因となります。魚類が微細なプラスチックごみ（マイクロプラスチック）を餌とともに摂取し続けることで、最終的には魚類を食べる人間の健康にも影響が及ぶ可能性も懸念されています。
- 日本では、年間824万トンの廃プラスチックが発生しており^[1]、1人当たり廃棄量が世界で2番目に多くなっています^[2]。これまで、国内で発生したプラスチック廃棄物の一部は海外に輸出されていましたが、近年は中国等で輸入規制が拡大しており、これまで以上に国内の資源循環体制が必要となっています。また、廃プラスチックのうち573万トンは熱回収や焼却処分されており^[1]、GHG排出削減の観点からも、脱プラスチック、容器包装リサイクルを進めることが重要です。

■ 食品企業を取り巻く環境 — 「容器包装リサイクル法」及び「プラスチック資源循環促進法」の下での取組実施

- 容器包装リサイクル法は、事業者には、繰り返し使用可能な容器包装の使用や過剰包装の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出を抑制すること、分別基準適合物の再商品化等を促進することの責務があることを定めています。また、小規模事業者を除き、容器包装を利用・製造・輸入する事業者には、容器包装の利用・製造・輸入に係る帳簿の作成・保存（保存期間5年）と、最終的に家庭からごみとして排出される主としてガラス製、PET製、プラスチック製、紙製の容器包装廃棄物の再商品化（リサイクル）を義務付けているほか、小売業における容器包装の使用の合理化を求めています。
- プラスチック資源循環促進法は、事業者には、①プラスチック使用製品廃棄物の分別排出及び再資源化等、②プラスチック使用製品の使用の合理化、③プラスチックの再生材やこれを使用した物の使用に努める責務があることを定めています。また、①プラスチック使用製品設計指針（告示）に即したプラスチック使用製品の設計に努めること、②小売業や飲食店等には特定プラスチック使用製品（フォーク等）の使用の合理化を行うこと、③小規模事業者を除くプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者には排出の抑制及び再資源化等を行うことを求めています。
- プラスチックの問題に取り組むことは、新たな素材への転換等に伴うコストが発生する可能性がある一方で、過剰な容器包装や廃棄物の削減を通じて、資材費や廃棄物処理費などのコスト削減・増加抑制につながることを期待できます。

[1] プラスチック循環利用協会「2021年 プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況」（2022年）

[2] UNEP「SINGLE-USE PLASTICS: A Roadmap for Sustainability」（2018年）

脱プラスチック、容器包装リサイクル：何に取り組むか（目標の設定）

■ 目標とする項目（例）

プラスチックの削減、プラスチック廃棄物の再資源化、再生材・バイオ由来成分の利用拡大

- 脱プラスチック、容器包装リサイクルに関する取組を進めるにあたっては、様々な目標設定が考えられます。
- まずは、プラスチックの削減です。プラスチック使用量自体の削減や、プラスチック廃棄物発生量の削減を目標に設定することが推奨されます。
- 次に、発生してしまったプラスチック廃棄物の再資源化です。プラスチック廃棄物のリユース率やリサイクル率の向上、リユース、リサイクル及び生分解性で堆肥化が可能な容器包装の使用量や割合の増加を目標に設定することが推奨されます。
- また、再生材やバイオ由来成分でできたプラスチック容器包装の使用量や使用割合の増加を目標とすることもできます。ただし、植物等を原材料とするバイオマスプラスチックは、原材料によっては、原材料を生産するための農地拡大に伴う森林減少の問題等を引き起こす場合があります、注意が必要です。

■ 目標とする水準の考え方

- 日本政府は、プラスチック資源循環戦略（2019年5月）において、2030年等に向けたプラスチックの削減、プラスチック廃棄物の再資源化、再生材・バイオ由来成分の利用拡大に関する以下の目標を掲げています。
- また、プラスチック資源循環促進法（2022年4月施行）では、小規模企業者等※を除き、前年度のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が250トン以上の事業者には、排出の抑制・再資源化等に関する目標を設定し、目標達成のための取組を計画的に実施することを求めています。食品企業においても、政府目標を念頭におきつつ、2030年等に向けた中期的な目線で自主的な目標設定を行うことが必要です。

プラスチックの削減	プラスチック廃棄物の再資源化	再生材・バイオ由来成分の利用拡大
✓ 2030年までに、ワンウェイプラスチック（容器包装等）を累積25%排出抑制	✓ 2025年までに、プラスチック製容器包装・製品のデザインを技術的に分別容易かつリユース・リサイクル可能なものとする ✓ 2030年までに、プラスチック製容器包装の6割をリユース・リサイクル ✓ 2035年までに、すべての使用済みプラスチックをリユース・リサイクル等により有効利用	✓ 2030年までに、プラスチックの再生利用（再生素材の利用）を倍増 ✓ 2030年までに、バイオマスプラスチックを約200万トン導入

脱プラスチック、容器包装リサイクル：どうやって取り組むか（取組の方法）

■ 脱プラスチック、容器包装リサイクルの方法

- プラスチックを削減する
 - － 過剰な包装の抑制や形状の改良等による減量化、紙製容器への転換やプラスチック製容器包装の部分的な廃止等によって、衛生面や保存性等からどうしても必要な場合を除き、プラスチックの使用量を減らしていくことが重要です。
- プラスチック廃棄物を再資源化する
 - － 社会全体で再生プラスチックを増やしていく観点から、プラスチック廃棄物の分別を前提として、可能な限りプラスチックとしての再資源化を優先することが重要です。その上で、再資源化が難しいものは焼却し、電力や熱として利用します。
- 再生材・バイオ由来成分の利用を拡大する
 - － 現時点では、再生材・バイオ由来成分を利用したプラスチックは流通量が少なく、安価な入手も難しいことが想定されます。リサイクル事業者や素材メーカーとの連携等により、中長期的に利用拡大を進めていくことが推奨されます。

目標項目	取組事例	
プラスチックの削減	包装の簡素化、減量化	✓ 容器、包装の形状を改良することにより、プラスチック使用量を削減 ✓ 飲料用PETボトルについて薄型化、ラベルの短尺化
	プラスチック製容器包装の廃止	✓ プラスチック容器から紙製容器への転換 ✓ 冷凍麺製品について、プラスチックトレイを使わず、液体スープパックを入れずに包装・販売 ✓ カップ麺容器のフタを改良し、プラスチック製のフタ止めシールを廃止 ✓ 箱売りの飲料用PETボトルについて、ボトルのラベルレス化を実施 ✓ 従来シールに記載していた表示内容をPETボトルに直接印字する新技術を導入
プラスチック廃棄物の再資源化	プラスチックとしての再資源化	✓ 顧客、自治体、物流会社、リサイクル業者、素材メーカー等と連携し、店頭回収したPETボトルを再生PETボトルに加工、再利用するシステムを構築 ✓ 衣料品用再生糸、化粧品容器、輸送用パレット等への再生加工・再利用
	サーマルリサイクル	✓ 廃棄物発電の電力を本社ビルで使用
再生材・バイオ由来成分の利用拡大	✓ カップ麺の容器について、石化由来プラスチック素材を減らし、その代替として植物由来素材を増やした容器を開発	
その他	✓ 社内の意識啓発（プラスチック利用に係る方針の策定、外部有識者との勉強会など） ✓ 消費者の意識啓発（植物由来のバイオマス原料を使用した商品について、環境配慮素材マークを添付）	

自然環境・生物多様性の保全：なぜ取り組むか

■ 自然環境・生物多様性の問題とは

- 陸地・海域の利用変化や生物資源の直接的な採取等の人間の活動によって、自然生態系は推定可能な最も初期の状態から平均47%減少し、推計100万種の生物種が絶滅の危機に瀕しています^[1]。人々の生活や事業活動は、自然環境・生物多様性が創出し制御している、大気、水、土壌、食料等の様々な資源によって成り立っていることから、自然環境や生物多様性の喪失は、経済的にも重大な問題であるとの認識が国際的に高まっています。
- 自然環境・生物多様性の問題に対処するため、日本を含む世界各国は、2022年に「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」を採択し、2030年までに陸と海のそれぞれ30%以上を保護・保全すること（通称、30by30目標）などの2030年に向けた23のターゲットと、2050年までに自然生態系の面積を大幅に増加させることなどの2050年に向けた4つのゴールを掲げています。これらのターゲットには、企業による自然環境・生物多様性の保全の取組や情報開示を促進することも含まれています。

■ 食品企業を取り巻く環境 — 製造・加工や原材料調達等への影響、取引先における関心の高まり

- 食品企業は、製造・加工過程や製品、原材料生産に用いる水資源や原材料である農畜水産物といった、自然の恵みを利用して事業活動を行っていることから、自然環境・生物多様性の喪失は経営の持続性に大きな影響を及ぼします。一方で、食品企業の事業活動自体が、自然環境・生物多様性の喪失をもたらしている側面もあります。
- 例えば、パーム油、カカオ、コーヒー豆、南米産の大豆や牛肉といった輸入原材料の生産に伴う農地開発は、森林減少の大きな原因となっています。また、農産物の生産地では、化学肥料・化学農薬の過剰使用による自然環境への悪影響、農業用水の過剰消費や気候変動による水不足の発生が懸念されています。また、水産物については、過剰漁獲による資源枯渇、不適切な漁獲方法や漁具の廃棄・投棄による生態系への悪影響、養殖場での飼料・糞尿等による汚染や養殖魚の脱走による近隣海域の生態系への悪影響などが懸念されています。
- こうした状況の中、大手の食品企業では、第三者認証やこれに準ずる基準を満たす原材料の調達を増やしたり、原材料生産地の状況を直接確認するなど、自然環境・生物多様性に配慮した原材料調達に取り組む動きが増えています。今後、調達先である中堅・中小企業に対しても、自然環境・生物多様性に配慮した原材料の使用が一層求められるようになる可能性があります。
- 自然環境・生物多様性に配慮した原材料調達は、大手の食品企業にとっても難易度が高く、取組途上の分野です。原材料の転換に伴うコストが発生する可能性がある一方で、自然環境・生物多様性に配慮した原材料調達を進める取引先との取引の継続や新たな取引の機会獲得、長期的には原材料調達の安定性・持続性の向上につなげることが期待できます。

自然環境・生物多様性の保全：何に取り組むか（目標の設定①）

■ 目標とする項目（例）

水資源の持続的な利用（取水量や水消費量の削減、排水基準の遵守など）、

自然環境・生物多様性に配慮した原材料調達の増加（森林減少を引き起こしていない原材料、持続可能な農業や水産業に由来する原材料など）

- 自然環境・生物多様性の保全に関する取組を進めるにあたっては、自社と自然環境・生物多様性との関わり（事業内容や扱う原材料等）に応じて、様々な目標設定が考えられます。
- 幅広い食品企業と関わりがあるのが、水資源の持続的な利用です。具体的には、取水量や水消費量の削減、排水基準の遵守を目標に設定することが推奨されます。そのほかに、大手企業では、工場の上流域等にある森林の保全活動を行うことで使用している水資源の涵養量を維持・増加させることを目標としている例もあります。
- 食品企業は、原材料の調達段階において生物多様性との関わりが大きいことから、調達に関連した目標を設定することも重要です。具体的には、自然環境・生物多様性に配慮した原材料調達の量、品目数、調達全体に占める割合等を向上させることを目標に設定することが推奨されます。大手企業では、パーム油等の特定の原材料について、原材料生産地等までのトレーサビリティを確保できている割合の向上を目標としている例もあります。
- 自然環境・生物多様性への悪影響を抑制する観点では、GHG排出削減、食品ロス削減、脱プラスチックの取組も有効です。これらを水資源や原材料調達の取組とともに実施することで、さらに自然環境・生物多様性の保全に貢献することができます。

「自然環境・生物多様性に配慮した原材料調達」に関連する目標項目の例

幅広い原材料（農畜水産物）	パーム油、カカオ、 コーヒー豆、大豆（外国産）	農産物
✓ 第三者認証やこれに準ずる基準をみたす原材料調達の量、品目数、割合 ✓ 原材料生産地等までのトレーサビリティを確保できている割合 ✓ 国産品など、地元産の農畜水産物の調達量、品目数、割合	✓ 原材料生産地における森林減少を引き起こしていない原材料調達の量、割合	✓ 有機農法等、持続可能な農法を用いた農産物の調達量、品目数、割合 ✓ 化学農薬・肥料使用量を削減・最適化している農産物の調達量、品目数、割合

自然環境・生物多様性の保全：何に取り組むか（目標の設定②）

■ 目標とする水準の考え方

- 水資源の持続的な利用
 - 取水量や水消費量の削減を目標とする場合、操業地域において取水制限等が課せられていない限り目安となる水準はありませんが、将来にわたって水資源を利用し続けられるよう、取水量や製品重量あたりの水消費量などの削減に継続的に取り組むことが推奨されます。また、既に渇水が発生している地域や、将来的な発生が懸念される地域に工場等の事業拠点が立地している場合には、他の地域の事業拠点よりも高い目標を設定して取り組むことが重要です。
 - 排水の質を目標とする場合は、水質汚濁防止法等の法令で規定される基準を遵守します。先進的な大手食品企業では、法令よりもさらに厳しい自主的な基準を設定し、排水の適正管理と水質確保に努めている例もあります。
- 自然環境・生物多様性に配慮した原材料調達の増加
 - 農林水産省は、みどりの食料システム戦略（2021年5月）において、2030年までに上場食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の取組の割合を100%にする目標を掲げています。輸入原材料の持続可能性は、自然環境・生物多様性の保全の観点に限りませんが、調達先や原材料生産者等と協力しながら、自然環境・生物多様性に配慮した原材料の調達に取り組み、その量や割合を徐々に増やしていくことが推奨されます。
 - 特に、森林減少を引き起こしていない原材料の調達については、国際的にも注目が高まっています。日本政府を含む140以上の国・地域は、「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」（2021年11月）の下、持続可能な生産・消費の促進等を通じて、2030年までに森林の消失と土地の劣化を食い止める目標を掲げています。先進的な大手食品企業では、2030年や2030年より早い時期までに、自社のサプライチェーン上にある原料生産地において森林減少を引き起こさないことを目標としている例もあります。
 - 持続可能な農業や水産業に由来する原材料について、農林水産省では、みどりの食料システム戦略のKPI2030年目標として、化学農薬使用量（リスク換算）を2019農薬年度比10%低減、化学肥料使用量を2016年肥料年度比20%低減、漁業量を2010年と同程度まで回復、ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率13%、養魚飼料の配合飼料率64%等の目標を掲げています。食品企業においても、これらの政府目標を念頭におき、持続可能な方法で生産された農産物や水産物の調達を積極的に進めることが推奨されます。

自然環境・生物多様性の保全：どうやって取り組むか（取組の方法①）

■ 水資源を持続的に利用する

- 工場等の各事業拠点における取水量や水消費量を把握した上で、日常的な節水行動や節水設備の導入、生産工程で使用した水の再利用等により、取水量をできるだけ減らし、水資源の利用効率を高めることが重要です。食品企業では、製造設備の洗浄でも多量の水を消費しますが、製品の品質を損なうことなく設備を完全に洗浄できる水量を正確に把握することで、水消費量の無駄を減らせる可能性があります。
- 排水時には、排水中に含まれる汚濁物質が法令基準を上回ることがないように適切な処理を実施し、その状況をモニタリングすることが重要です。
- 大手企業では、自治体のハザードマップや貯水量情報、世界資源研究所が公表しているAqueduct（アキダクト）等の評価ツールを活用して渇水リスクを調査し、リスクの高い地域で重点的に取組を実施する例が増えています。また、自社の事業拠点だけでなく、原材料生産地についても渇水リスクを調査し、水源地の保全活動を支援する事例も見られます。

目標項目	取組事例	
取水量や水消費量の削減	自社の事業拠点における水利用効率の向上	✓ 稼働時間外の通水停止、漏水箇所の調査・修正 ✓ 蛇口への節水ノズルの設置 ✓ 冷却水の再利用 ✓ 設備や配管の洗浄・殺菌工程で使用した水を、水質に応じた用途で再利用 ✓ リンス工程において水資源を使用しないエアー洗浄設備の導入
	自社の事業拠点における水源の保全	✓ 自治体等と連携し、工場の水源地である森林の保全活動（植樹、下草刈り、枝打ち、間伐など）を実施
	原材料生産地における水源の保全	✓ 原材料の種類及び主な生産地ごとの渇水リスクの調査 ✓ NGO等と連携し、原材料生産地の水源地保全活動を支援
排水の水質確保	✓ 排水を浄化する嫌気処理設備を導入し、処理過程で副生成物として発生したバイオガスをエネルギー利用 ✓ 排水負荷の大きい工場やプロセスで、活性汚泥処理やメタン発酵処理などの環境技術を用いた処理設備を導入	

（出所）食品企業の開示情報に基づき作成

自然環境・生物多様性の保全：どうやって取り組むか（取組の方法②）

■ 自然環境・生物多様性に配慮した原材料を調達する

- 原材料の生産に直接関わっていない食品企業の場合、森林減少の抑制や持続可能な農業・水産業を実現するには、調達先である原材料生産者の取組が不可欠です。持続可能な生産に関する第三者認証を取得している原材料や、トレーサビリティの確保等によって生物多様性への配慮が確認された原材料を積極的に調達することで、原材料生産者の取組を間接的に後押しすることが推奨されます。
- 現時点では、第三者認証を取得している原材料の流通量が少ないこと、第三者認証の仕組みが存在しない原材料もあること、特に輸入原材料については原材料生産地までのトレーサビリティを確認することが容易ではないこと等により、生物多様性に配慮した原材料の安価な入手が難しいことが想定されます。そのため、原材料サプライヤーや原材料生産者、NGO等との連携により、まずは実態調査等の情報収集から取り組み、中長期的に調達量の拡大を進めていくことが推奨されます。先進的な大手企業では、衛星画像を利用して自社のサプライチェーン上の原材料生産地における森林減少の有無等をモニタリングしたり、原材料生産者に対する直接的な支援に乗り出す企業も出始めています。

目標項目	取組事例
生物多様性に配慮した原材料の調達	企業方針や調達先向け行動規範の策定 ✓ 生物多様性の保全・回復に取り組むことを宣言する方針を策定、公表 ✓ 原料への依存度、代替可否、地球環境への持続性への関わり大きさ等に基づき、重点的に取り組む重要原材料を特定 ✓ 調達先向け行動規範に生物多様性の保全・回復を盛り込み、調達先に取組への協力を依頼
	認証原材料の調達 ✓ パーム油について、RSPOの認証品を調達 ✓ コーヒー豆について、4C・フェアトレード・レインフォレストアライアンス認証品を調達 ✓ 水産物について、MSC、ASC、MELの認証品を調達 ✓ 紙について、FSC等の認証紙を調達 ✓ 農産物について、GAP認証、有機JAS認証、国際フェアトレード商品を調達 ✓ みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者が生産する農産物を調達
	調達先の確認・調査 ✓ パーム油について、サプライヤーと連携してサプライチェーン上の搾油工場を特定し、リストを公表 ✓ パーム油について、衛星写真による森林減少の有無のモニタリングを実施 ✓ 大豆について、トレーサビリティ向上のため追跡を進め、サプライヤーとのエンゲージメントを実施
	原材料生産者に対する直接的な支援 ✓ 生産者に対してGAP認証取得に向けた支援を実施 ✓ 国内の研究所と共同でカツオの標識放流調査を実施 ✓ NGOと連携した小規模農家支援プロジェクトの実施 ✓ 社員が直接現地に出向き、各原産国のニーズに合った支援活動（例えばカカオ豆の独自の発酵方法を伝授）を実施

参考：生物多様性に関連する認証制度（例）

- 自然環境・生物多様性に配慮した原材料に関する認証制度には、例えば、以下のようなものがあります。

原材料の種類		認証名	概要
農産物	パーム油	RSPO認証	持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）による、経済的に持続可能で、環境的に適切かつ社会的に有益な方法で生産されたパーム油を認証する制度
	コーヒー豆、カカオ、紅茶、果物等	レインフォレスト・アライアンス認証	レインフォレスト・アライアンスによる、社会・経済・環境の強化につながる手法を用いて生産された農産物を認証する制度
	コーヒー豆、カカオ、紅茶、砂糖、スパイス、大豆、果物、ごま等	国際フェアトレード認証	国際フェアトレードラベル機構（Fairtrade International）による、途上国の小規模生産者・労働者の経済的・社会的・環境的に持続可能な生産と生活を保証する基準で生産された農産物を認証する制度
	農産物、畜産物、藻類 （飼料及び加工食品も制度の対象に含まれている）	有機JAS制度	JAS法（日本農林規格等に関する法律）に基づき、農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本として生産された食品を認証する制度
	農産物	GAP認証	食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野について、農業生産の各工程の実施、記録、点検、及び評価を行うことによる持続的な改善活動を実施していることを認証する制度。日本では、フードプラスが運営するGlobal G.A.P.、日本GAP協会が運営するASIAGAP及びJGAPの3種類の認証が普及している
水産物	漁業	MSC認証	海洋管理協議会（MSC）による、水産資源や環境に配慮し、適切に管理された持続可能な水産物（漁業）を認証する制度
	養殖	ASC認証	水産養殖管理協議会（ASC）による、自然環境の汚染や資源の過剰利用の防止、労働者や地域住民との誠実な関係構築を行っている水産物（養殖）を認証する制度
	漁業・養殖	MEL認証	マリン・エコラベル・ジャパン協議会による、水産資源の持続性と環境に配慮している水産物（漁業・養殖）を認証する制度
林産物	紙、木材	FSC認証	森林管理協議会（FSC）による、森林の生物多様性を守り、地域社会や先住民族、労働者の権利を守りながら適切に生産された林産物を認証する制度
		PEFC認証	森林認証制度相互承認プログラム（PEFC）による、持続可能な森林管理によって生産された林産物を認証する制度。各国における森林認証制度を相互承認する仕組みとなっており、日本では緑の循環認証会議（SGEC）によるSGEC認証が相互承認されている

（出所） 各認証団体のウェブサイトに基づき作成

アニマルウェルフェアへの配慮、抗菌剤使用の抑制：なぜ取り組むか

■ アニマルウェルフェアの問題とは

- アニマルウェルフェアとは、「動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態」のことです^[1]。近年、家畜の感受性を理解し、その生態や習性による行動を妨げられないことがないよう、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理が求められています。
- EU加盟国や米国の一部の州では、アニマルウェルフェアへの配慮の観点から、畜産物等の製品表示における家畜の飼育方法の明示義務などを規定する法令が検討・導入されています。日本では農林水産省が、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」との通知を発出し、（公社）畜産技術協会が定める畜種別のアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理指針の普及に努めています。また、農林水産省では、アニマルウェルフェアへの関心の高まりや畜産物の輸出促進を背景に、アニマルウェルフェアの国際基準であるOIEコードの水準を満たすこととし、畜種別に具体的な対応をまとめた「畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針（案）」について、2022年5月にパブリックコメントを実施しました。

■ 抗菌剤の問題とは

- 畜産・養殖業では、動物の治療だけではなく、感染症予防や成長促進を目的とした飼料添加物として、抗菌剤を用いることがあります。抗菌剤の使い過ぎ等の不適切な使用は、抗菌剤が効かない薬剤耐性菌の発生を招き、動物の治療を困難にするだけでなく、人の健康にも影響を及ぼす可能性があります。既に年間70万人と推定される薬剤耐性菌感染症による死亡者数が、何の対策もとられなければ、2050年には年間1千万人に達するとの予測もあります^[2]。
- EUでは、輸入される動物または動物由来の製品に対して、指定された抗菌剤の使用と、成長促進や生産量増加を目的とした抗菌剤の使用を禁止する法令が導入されています。日本では、農林水産省が、内閣府食品安全委員会によるリスク評価結果を考慮し、治療目的の抗菌剤であっても使う場面を限定するよう努めているほか、飼料添加物としての抗菌剤については人の健康への影響があると評価されたものの使用は中止し、影響がないと評価されたもののみ使用の継続を認めることとしています。

■ 食品企業を取り巻く環境 — 取引先における関心の高まり

- 近年、グローバルに活動する大手の食品企業では、消費者や投資家等からの関心の高まりを踏まえて、アニマルウェルフェアに配慮した原材料や抗菌剤使用が抑制された原材料の調達に取り組む動きが出始めています。大手の食品企業においても取組が始まったばかりですが、今後、調達先である中堅・中小企業に対しても、アニマルウェルフェアに配慮した原材料や抗菌剤使用が抑制された原材料の使用が求められるようになる可能性があります。

[1] 国際獣疫事務局（OIE）「陸生動物衛生規約」（2022年）

[2] WHO「No time to wait: Securing the future from drug-resistant infections」（2019年）

アニマルウェルフェアへの配慮、抗菌剤使用の抑制：何に取り組むか（目標の設定）

■ 目標とする項目（例）

アニマルウェルフェアに配慮した原材料や、抗菌剤使用が抑制された原材料の調達増加

- 多くの食品企業にとって、アニマルウェルフェアへの配慮や抗菌剤使用の抑制は、畜産物や水産物等の原材料の生産段階における取組であることから、そのような原材料の調達に関連した目標を設定することが重要です。
- アニマルウェルフェアに配慮した原材料の調達について、下記に示すような観点に配慮した原材料調達の量、調達全体に占める割合等を向上させることを目標に設定することが推奨されます。また、抗菌剤の使用（動物用医薬品や飼料添加物）を削減している原材料調達の量、調達全体に占める割合等を向上させることを目標に設定することも推奨されます。

アニマルウェルフェアの観点	目標とする項目の例
アニマルウェルフェアの状況を把握する上で役に立つ指標とされる「5つの自由（①飢え、乾き及び栄養不良からの自由、②恐怖及び苦悩からの自由、③身体的及び熱の不快さからの自由、④苦痛、傷害及び疾病からの自由、⑤通常の行動様式を発現する自由）」に配慮した生産が行われているか	（公社）畜産技術協会が公表している「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」の家畜種等の付録のチェックリストを満たす生産が行われている原材料の量や割合

■ 目標とする水準の考え方

- 法令や民間イニシアチブ等が規定する目安はありませんが、原材料サプライヤーや原材料生産者等と協力しながら、アニマルウェルフェアに配慮した原材料や抗菌剤使用が抑制された原材料の調達を徐々に増やしていくことが期待されます。

アニマルウェルフェアへの配慮、抗菌剤使用の抑制：どうやって取り組むか（取組の方法）

■ 原材料の調達を通じて取り組む

- 畜産物や水産物の生産に直接関わっていない食品企業の場合、アニマルウェルフェアへの配慮や抗菌剤使用の抑制には、調達先である原材料生産者の取組が不可欠です。前ページに示したようなアニマルウェルフェアの観点に配慮していることや、抗菌剤の使用を抑制していることが確認された原材料を積極的に調達することで、原材料生産者の取組を間接的に後押しすることが推奨されます。
- 現時点では、アニマルウェルフェアに配慮した取組が含まれている「畜産GAP」の認証を受けた原材料や、抗菌剤使用の抑制を確認できる原材料の流通量が少なく、安価な入手が難しいことが想定されます。そのため、原材料サプライヤーや原材料生産者、NGO等との連携により、中長期的に調達量の拡大を進めていくことが推奨されます。大手企業では、自社農場等に新しい設備を導入したり、原材料生産者に対する直接的な支援に乗り出す企業も出始めています。

目標項目	取組事例	
アニマルウェルフェアに配慮した原材料調達の増加	企業方針や調達先向け行動規範の策定	✓ アニマルウェルフェアの向上に取り組むことを宣言する方針を策定、公表 ✓ 調達先向け行動規範にアニマルウェルフェアへの配慮を盛り込み、調達先に取組への協力を依頼
	調達先の情報収集やトレーサビリティ確保	✓ アニマルウェルフェアへの配慮に関する取組状況について、食肉業者等から定期的に情報を収集 ✓ 生乳生産地までのトレーサビリティを100%確保
	自社農場等における設備の改修・新規導入	✓ スマート畜産などの新たな技術を開発、活用 ✓ 食肉・食鳥処理場内の係留所に飲水設備を設置 ✓ 自社農場・処理場に環境品質カメラを設置
	原材料生産者に対する直接的支援	✓ 農場の作業改善や経営管理技術の向上に対する支援活動の実施
抗菌剤使用が抑制された原材料調達の増加	企業方針の策定	✓ 抗菌剤使用の抑制に取り組むことを宣言する方針を策定、公表
	原材料生産者に対する直接的支援	✓ 抗菌剤を使用しない飼育管理プログラムを導入

（出所）食品企業の開示情報に基づき作成

消費者の健康・栄養：なぜ取り組むか

■ 健康・栄養の問題とは

- 世界では約8億人が飢餓に直面している一方で、約22億人が肥満・過体重の状態にあります^[1]。どの国においても何らかの健康・栄養の問題が存在し、「栄養不良の二重負荷」（低栄養と過栄養が併存する状態）に直面しています。
- 栄養不良の問題は、個人、地域社会、経済の成長を阻害します。食事に関連する疾病と死亡率は、ほとんどの地域で増加しており、成人の早期死亡の1/4を占めています^[2]。日本においては、少子高齢社会の一層の進展が予測される中、健康寿命の更なる延伸も課題となっています。
- 2021年12月に日本政府が主催した東京栄養サミット2021では、各国政府、国際機関、民間企業、市民社会等による東京栄養宣言が発出されました。同宣言では、2030年までに栄養不良を終わらせるために国際社会が取り組むべき5項目の一つとして、「健康的な食事の推進と持続可能な食料システムの構築」を挙げています。

■ 食品企業を取り巻く環境 — 社会的な関心・期待の高まり

- 社会における健康・栄養の問題への関心が高まる中で、食品企業には、国内外の消費者における健康・栄養の問題の違いを踏まえつつ、栄養面に配慮した食品の積極的な開発や販売により「消費者が、自身の健康関心度等の程度にかかわらず、自主的かつ合理的に、又は自然に選択でき、手頃な価格で購入し、ふだんの食事において利活用しやすくする」ことが期待されています^[3]。
- 消費者の健康・栄養の問題解決に取り組むことは、自社及び商品のイノベーションやブランド力の向上、より健康的で栄養価の高い食品を求める新規需要の獲得につながることを期待できます。

[1] FAO「The State of Food Security and Nutrition in the World 2021」（2021年）

[2] Development Initiatives「2021 Global Nutrition Report: The state of global nutrition」（2021年）

[3] 厚生労働省「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会 報告書」（2021年）

消費者の健康・栄養：何に取り組むか（目標の設定①）

■ 目標とする項目（例）

より健康的で栄養面に配慮した食品・メニューの提供・販売の促進

- 健康・栄養に関する取組を進めるにあたっては、扱う製品や主な消費者等に応じて、様々な目標設定が考えられます（具体例は次ページに掲載）。
- その中でも、健康寿命の更なる延伸が課題となっている日本においては、生活習慣病の予防・対策の観点から、食塩の過剰摂取の抑制、若年女性のやせの減少、経済格差に伴う栄養格差の解消に資する食品・メニューの提供・販売について目標を設定して取り組むことが推奨されます。

■ 目標とする水準の考え方

- 食品企業にとって、目標水準の直接的な目安となるものは多くありませんが、国際機関や政府が社会全体として目指している目標値や、1日あたりの推奨摂取量等を参考にしながら、より健康的で栄養面に配慮した製品を増やしていくことが期待されます。

消費者の健康・栄養：何に取り組むか（目標の設定②）

■ 目標とする項目（例）、目標とする水準の考え方（続き）

目標とする項目の例		参考となる数値
より健康的で栄養面に配慮した食品・メニューの提供・販売の促進	✓ 対象製品の数や割合の増加 ✓ 対象製品のマーケティング予算の額や割合の増加 ✓ 食堂等において従業員に提供している健康的なメニューの数、割合の増加	—
食塩／トランス脂肪酸・飽和脂肪酸／糖質・カロリーの過剰摂取の抑制	✓ 製品あたり使用量・含有量の削減 ✓ 減塩商品等の出荷額、割合、新規開発数等の増加	✓ 食塩摂取量 男性7.5g未満/日、女性6.5g未満/日（厚生労働省「日本人の食事摂取基準」（2020年版））
野菜、果物、ナッツ類、豆類等の摂取増加	✓ 製品あたり使用量の増加 ✓ 野菜等の使用量が多い商品の出荷額、割合、新規開発数等の増加	✓ 2022年度目標：野菜摂取量の平均値 350 g /日、果物摂取量100 g 未満の者の割合 30%（厚生労働省「健康日本21」）
若年女性のやせの減少		✓ 2022年度目標：20代女性のやせ（BMI 18.5未満）の者の割合 20%（厚生労働省「健康日本21」）
経済格差に伴う栄養格差の解消		✓ 2030年までに飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。（SDGs）
子ども・女性の栄養不良の解消	✓ 女性や子どもの栄養改善に貢献する製品の出荷額、割合、新規開発数等の増加 ✓ 手頃な価格で購入可能な、栄養面に配慮した製品の出荷額、割合、新規開発数等の増加 ✓ 栄養教育・食育の実施回数、対象者数	✓ 2025年までに5歳未満の子供の発育阻害の蔓延度（WHO子ども成長基準で、年齢に対する身長が中央値から標準偏差-2未満）をBAU比40%削減（SDGs） ✓ 2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対応を行う。（SDGs） ✓ 2025年までに15～49歳の女性における貧血の蔓延度（妊娠状況別）を50%削減（SDGs） ✓ 2025年までに低体重で生まれる子どもを2012年比30% 削減（SDGs）
その他	✓ 栄養面に関する情報を表示している製品の数、割合の増加 ✓ 食物アレルギー関連商品の数、割合の増加 ✓ 食を通じた社会福祉活動（フードバンクや子ども食堂への食材提供等）の実施回数	—

（出所）厚生労働省「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ 概要説明・参画のための手引き」、厚生労働省「健康日本21」、厚生労働省「日本人の食事摂取基準（2020年版）」、SDGsゴール2、栄養アクセス・イニシアチブ「栄養アクセス・インデックス」（ATNI）、World Benchmarking Alliance「食品・農業ベンチマーク」、食品企業の開示事例等に基づき作成

消費者の健康・栄養：どうやって取り組むか（取組の方法）

■ より健康的で栄養面に配慮した食品・メニューの提供・販売を促進する

- 健康と栄養に関する社会課題の解決を新たな事業機会として捉え、より健康的で栄養面に配慮した食品・メニューの提供や販売に積極的に取り組むことが推奨されます。大手企業では、新製品の開発・販売、製品の栄養素や適切な分量を可視化する情報の提供、消費者への普及啓発、学術的な調査研究等に取り組む事例があります。

目標項目	取組事例	
より健康的で栄養面に配慮した食品・メニューの提供・販売の促進	企業方針の策定	✓ 健康・栄養に関する社会課題の解決に取り組むことを宣言する方針を策定、公表。
	新製品の開発・販売	✓ 減塩、低糖質、低脂肪、低カロリーな製品の開発・販売 ✓ 不足しがちなたんぱく質の摂取を確保できる製品の開発・販売 ✓ 製品中の野菜・果物・豆類・ナッツ類含有量の増加 ✓ 乳幼児、児童、母親に不足しがちな栄養素に対応する製品の開発・販売
	製品の栄養素や適切な分量を可視化する情報の提供	✓ 食品中に含まれる栄養成分の量を科学的な根拠に基づいて評価し、その食品の栄養面の品質をスコア化してわかりやすく表現する（栄養プロファイリングシステム※の開発・導入） ✓ 1食分の適切な量と1食分あたりの栄養素をわかりやすく示す情報の表示
	消費者への普及啓発	✓ 地域食材や自社製品を活用した減塩メニューの提案 ✓ 健康な食生活や食文化への理解を促す食育プログラムの実施やウェブサイトでの情報発信
	学術的な調査研究	✓ 健康・栄養に関する社会課題の実態調査の実施 ✓ 食物アレルギーや健康機能の改善に関する研究
	その他	✓ 途上国における栄養改善プロジェクトへの支援 ✓ 健康・栄養問題の解決に取り組む政府、業界団体、民間イニシアティブ等との協働

（出所）食品企業の開示情報に基づき作成

※ 栄養プロファイリングシステムは、個別の食品における栄養成分の製品中含有量をもとに、製品の栄養価値をスコア（数値）化して表現する仕組みのこと。スコア化することで、類似する商品の栄養価値が比較しやすくなることから、欧米、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール等では、食品の容器包装に表示する制度が検討・導入されている。

参考資料・リンク集 1/3

【気候変動に関する取組に役立つ参考資料】

- 環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」 <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>
地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量の算定方法や、算定時に使用できる排出係数の一覧を掲載しています。
- 日本商工会議所（日商環境ナビ）「CO2チェックシート」 <https://eco.icci.or.jp/checksheet>
電力・灯油・都市ガス等のエネルギー種別に毎月の使用料・料金をExcelシートに入力・蓄積することで、環境省が公表している排出係数に基づき自動的にCO2排出量を計算できるツールを無料で公表しています。
- 農林水産省ウェブサイト（フードサプライチェーンにおける脱炭素化の実践・見える化（情報開示））
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/climate/visual.html>
農産物の温室効果ガス簡易算定シートや、脱炭素技術の紹介資料など、食品事業者、農林漁業者等が脱炭素化の実践とその可視化に取り組む際の参考資料を作成しています。
- 環境省・経済産業省「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」 https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/
日本企業がGHGプロトコルの基準に沿ってスコープ3排出量を算定できるよう、排出量の算定に関するガイドラインやQ&A、データベース、自己学習資料等を公表しています。
- 環境省「脱炭素経営推進ハンドブック」 <https://www.env.go.jp/earth/datsutansokeiei.html>
中堅・中小企業向けを含む、脱炭素経営の具体的な取組を促進するための各種ガイドを掲載しています。中小企業等が取組を進める上で活用できる政府の支援策もまとめられています。
- 環境省「民間企業の気候変動適応ガイドー気候リスクに備え、勝ち残るためにー」（2022年）
https://adaptation-platform.nies.go.jp/private_sector/guide/index.html
気候変動への適応の取組を進める際に参考となる、気候変動による事業活動への影響と適応の取組の基本的な進め方、取組のメリット等を解説しています。
- 農林水産省「食料・農林水産業の気候関連リスク・機会に関する情報開示（入門編）【第2版】」（2022年）
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/climate/attach/pdf/visual-89.pdf>
畜産物、農産物等の業種別に、サプライチェーンの各段階における重要な課題、事業インパクトを例示した、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に基づく情報開示の手引書です。我が国の食料・農林水産業の気候関連リスク・機会に関する情報を網羅的に収集・整理しています。
- 農林水産省「食料・農林水産業の気候関連リスク・機会に関する情報開示（実践編）」（2022年）
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/climate/attach/pdf/visual-96.pdf>
気候関連リスク・機会を把握したのちに、対応策の検討と情報開示を行うための手引書です。大企業のみならず、中小企業の開示の流れと開示事項についても記載しています。

参考資料・リンク集 2/3

【人権尊重に関する取組に役立つ参考資料】

- 農林水産省ウェブサイト（ビジネスと人権） https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kanren_sesaku/business_and_human_rights.html
人権とバリューチェーンを巡って生じうる様々な事態に農林漁業者、食品事業者、その他農林水産物・食品のサプライチェーンにかかわる皆様が適切に対応するための助けとなるよう、「ビジネスと人権」を巡る国際的なフレームワークや、我が国の取組等を紹介しています。
- 法務省「『ビジネスと人権に関する調査研究』報告書 -今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応-」（2021年）
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00045.html
企業が尊重すべき人権の内容や近年の関連動向、企業による人権への取組の必要性や取組の方法をわかりやすく解説しています。報告書に加えて、「投影資料」や「活用の手引き」も掲載しており、研修教材として使用することができます。
- ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（2022年） <https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>
国際的なスタンダードを踏まえて、企業に求められる人権尊重の取組について、日本で事業活動を行う企業の実態に即して、具体的かつわかりやすく解説し、企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的として策定された、業種横断的に活用できるガイドラインです。

【食品ロス削減・食品廃棄物リサイクルに関する取組に役立つ参考資料】

- 農林水産省ウェブサイト（食品ロス・食品リサイクル） https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_4.html
食品ロスの量・食品ロスをめぐる情勢、食品ロス削減や食品リサイクルに関する様々な施策や取組、関連する補助事業等を紹介しています。
- 農林水産省ウェブサイト（食品廃棄物等の発生抑制の取組） https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/hassei_yokusei.html
食品リサイクル法に基づく、食品廃棄物等の単位当たりの発生量に関する業種別の発生抑制目標値について掲載しています。

【脱プラスチック、容器包装リサイクルに関する取組に役立つ参考資料】

- 農林水産省ウェブサイト（容器包装リサイクル） <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/pdf/tebiki.pdf>
プラスチック容器包装を含む、容器包装リサイクルに関する制度、事業者向けの手引き、取組事例集等を紹介しています。
- 農林水産省ウェブサイト（プラスチック資源循環） <https://www.maff.go.jp/j/plastic/>
プラスチック資源循環をめぐる情勢、食品関連企業・団体等の取組事例、各種施策等を紹介しています。
- 環境省ウェブサイト（プラスチック資源循環） <https://plastic-circulation.env.go.jp/>
2022年4月1日から施行されている「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について、法令の概要や手引き、事業者が利用できる認定申請や支援措置等を紹介しています。

参考資料・リンク集 3/3

【自然環境・生物多様性の保全に関する取組に役立つ参考資料】

- ・ 農林水産省ウェブサイト（生物多様性の保全・再生） https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/c_bd/tayousei.html
農林水産省が策定している生物多様性戦略、自然再生の推進に関する制度、生物多様性の保全・再生に関する農林水産・食品事業者向けのパンフレット等を紹介しています。
- ・ 農林水産省ウェブサイト（みどりの食料システム法について） <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>
2022年7月1日に施行された「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」や関連する制度等を紹介しています。
- ・ 環境省「生物多様性民間参画ガイドライン第2版」（2018年） https://www.env.go.jp/nature/biodic/gl_participation/download.html
幅広い分野の事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むために必要な基礎的な情報や考え方、事例などをとりまとめたガイドラインです。
- ・ 世界資源研究所「Aqueduct」 <https://www.wri.org/aqueduct> ※ 英語ウェブサイト
世界各地における水量、水質、規制・評判の3分野のリスクについて、5段階の定量的な評価を示した地図情報を無料で公開しています。

【アニマルウェルフェア、抗菌剤使用の抑制に関する取組に役立つ参考資料】

- ・ 農林水産省ウェブサイト（アニマルウェルフェアについて） https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/animal_welfare.html
農林水産省におけるアニマルウェルフェアに関する各種施策や、（公社）畜産技術協会が定める畜種別のアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理指針等を紹介しています。
- ・ 農林水産省ウェブサイト（動物に使用する抗菌性物質について） <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuza/torikumi.html>
動物に使用する抗菌性物質の薬剤耐性対策をめぐる情勢、日本の取組概要等を紹介しています。

【消費者の健康・栄養に関する取組に役立つ参考資料】

- ・ 農林水産省ウェブサイト（栄養改善の国際展開） <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/nutrition.html>
官民連携で国際的な影響改善の取組強化を推進するための「栄養改善事業推進プラットフォーム」について紹介しています。
- ・ 厚生労働省ウェブサイト（健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ） <https://sustainable-nutrition.mhlw.go.jp/>
減塩の推進等の栄養面の視点を軸としつつ、事業者が行う環境面に配慮した取組にも焦点を当てたものとして、産官学等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開するためのイニシアチブです。栄養・食生活と健康に関するデータや、イニシアチブに参画している食品企業の取組等を紹介しています。

IV. ESG課題別 情報開示の方法

情報開示の考え方（中堅・中小食品企業にとっての視点）

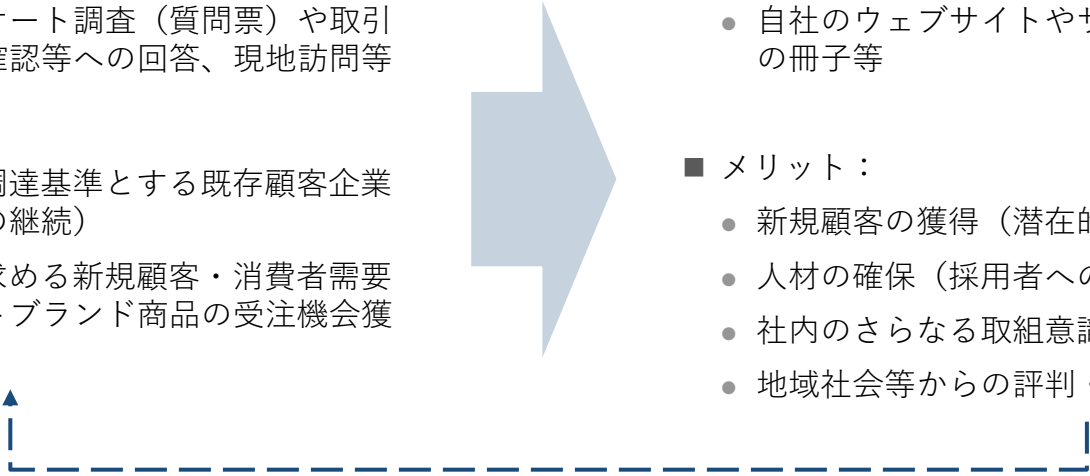
- サステナブル経営や個別のESG課題への対応に関する情報開示は、上場・大手食品企業だけに求められるものではありません。
- 非上場や地域の中堅・中小食品企業であっても、情報開示を通じて社内外の幅広い関係者に自社の考えや取組を発信することで、社会的信頼の向上につながります。また、開示した情報に対して社内外からフィードバックを得ることで、取組の改善につなげることができます。
- 地域中堅・中小食品企業の場合、ESG課題への対応に関する情報開示には、主に①顧客企業に対する情報開示と、②社内外の幅広い関係者に対する情報開示の2種類があります。まずは①に対応することを優先しつつ、自社のリソースに応じて②にも取り組むことが期待されます。②に取り組むことで、社内の情報が整理され、①に対応しやすくなる効果も想定されます。

① 顧客企業に対する情報開示

- 形式：
 - 顧客企業からのアンケート調査（質問票）や取引先行動規範への遵守確認等への回答、現地訪問等
- メリット：
 - ESG課題への取組を調達基準とする既存顧客企業との関係強化（取引の継続）
 - ESG課題への取組を求める新規顧客・消費者需要の開拓（プライベートブランド商品の受注機会獲得を含む）等

② 社内外の幅広い関係者に対する情報開示

- 形式：
 - 自社のウェブサイトやサステナビリティ報告書等の冊子等
- メリット：
 - 新規顧客の獲得（潜在的顧客へのPR）
 - 人材の確保（採用者へのPR）
 - 社内のさらなる取組意識の醸成（従業員へのPR）
 - 地域社会等からの評判・信頼性の向上等



社内外の幅広い関係者向けに情報開示することを通じて、
社内の情報が整理され、顧客企業への情報開示も効率的に行えるようになる

顧客企業に対する情報開示（まずはここから取り組む）

- ここ数年で、大手企業を中心に、「持続可能な調達」や「責任あるサプライチェーンの構築」の取組の一環として、新規取引の開始時や既存取引の継続確認時に、調達先のサステナブル経営やESG課題への対応状況を確認するアンケート調査（質問票の配布）を実施することが増えてきています。
- こうしたアンケート調査では、各大手企業の重要なESG課題を踏まえた調達先向けの「行動規範」等に沿って、各ESG課題への対応に関する方針、体制、取組の有無等が尋ねられます。なかでも、気候変動及び人権尊重への対応状況については、特に重視される傾向にあります。
- これらアンケートへの回答に当たっては、普段から当たり前のこととして行っている取組（例：照明や工場設備の節電等の省エネ活動、採用者の年齢・身元確認による児童労働の防止）であっても、回答しなければ、何も取り組んでいないと判断されてしまうことになりかねません。中堅・中小食品企業においては、前述のような点も含め、適切な回答が行えるよう、あらかじめ、自社の取組状況や、必要に応じて調達先等における取組状況を把握し、整理しておくことが重要です。
- グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン※では、多種多様な調達先向けアンケートの設問内容や用語を共通化する目的で、業界を問わず顧客企業と調達先が共有できる「CSR調達 セルフ・アセスメント質問票」を作成し、公表しています（設問内容の概要は次ページ以降に掲載）。食品企業以外の業種にも共有可能な内容であるため、本ガイドンスで扱っているESG課題や、各顧客企業のアンケート調査の内容等と必ずしも一致しませんが、情報開示の準備を進める際に参考とすることができます。
- アンケート調査に関する課題として、複数の企業がばらばらにアンケート調査を行うと、少しずつ異なる内容の調査にそれぞれ回答しなければならなくなり、回答企業の負担が増してしまうことがあります。そのため、近年では、複数の企業が共通の質問票を用いて調達先の回答内容を一括管理する情報共有サービスとして、英国のCDPサプライチェーンプログラム、英国のSedex、フランスのEcovadis等を活用し、これらの仕組みを通じて情報開示やアンケート調査への回答を求める大手企業も現れています。

※ グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン：国連と民間（企業・団体）が手を結び、健全なグローバル社会を築くためのイニシアチブである「国連グローバル・コンパクト」の日本におけるローカルネットワーク。2022年1月時点で大手企業を中心に500社以上が加盟。

参考：大手企業の調達先向け行動規範の例①

- 明治ホールディングスは「明治グループサプライヤー行動規範」を制定し、同社の調達先に対して、行動規範の趣旨を理解した上で、社内へ周知と遵守ならびに取引先への働きかけを行うようにお願いしています。
- 2020年に、一次調達先74社を対象に取引説明会の開催と「サステナブル調達アンケート」を開始し、翌年からはその対象を委託仕入先やより多くの一次調達先等に拡大しています。

行動規範の項目	
はじめに	
1. 人権・労働	(1) 国際的な人権・労働基準の尊重、(2) 従業員の権利の尊重、 <u>(3) 強制労働などの禁止</u> 、(4) 児童労働の禁止、(5) 差別、ハラスメントの禁止、(6) 公正な処遇、(7) 結社の自由、団体交渉権の尊重、(8) 賃金の支払い、(9) 外国人労働者の処遇
2. 安全・健全な職場環境	(1) 従業員の保護、(2) 業務プロセスの安全確保、(3) 緊急事態への準備および対応、(4) 危険情報の共有
3. 公正性	(1) 腐敗の防止、(2) 公正な取引、(3) 利益相反状況の開示、(4) 知的財産権・機密情報・個人情報の保護、(5) 動物福祉
4. 環境への配慮	(1) 環境関連法規の遵守および環境マネジメントシステムの運用、(2) 資源の有効利用による資源効率の最大化、 <u>(3) 温室効果ガス排出削減による環境負荷低減</u> 、(4) フロン排出削減による環境負荷低減、(5) 水資源の有効利用、適正管理、(6) 廃棄物、有害物質・危険物などの適切な取り扱い、(7) 環境に配慮した容器包装の開発および使用、(8) 生物多様性の保全
5. 持続可能な調達活動	(1) 原材料調達における環境への配慮、(2) 持続可能性に配慮した紙の調達、 <u>(3) 持続可能性に配慮した農産物、畜産物、水産物の調達</u> 、(4) 先住民などの権利の侵害禁止、(5) 紛争鉱物などの使用禁止
6. 救済制度の整備と報復行為の禁止	
おわりに	

「従業員に強制労働・奴隷労働・年季奉公労働を行わせません。なお、奴隷労働とは、労働者の人格を無視して強制される労働のことを、年季奉公労働とは、年季を定めて無給で雇われて働くことを意味します。」

「雇用条件について、事業活動を行う国・地域において適用されるすべての労働法令を遵守し、当該条件を従業員が理解できる言語で文書化し提供します。」

「CO2排出量削減、再生可能エネルギーの利用に努め、パリ協定などで求められるCO2などの温室効果ガスの排出量削減目標を設定し、削減に向けた取り組みを推進します。」

「社会的責任に配慮した農産物、畜産物、水産物の調達活動に取り組みます。また、環境や人権に配慮した認証制度が存在する場合には、それを優先して使用することに努めます。」

参考：大手企業の調達先向け行動規範の例②

- セブン&アイ・ホールディングスは「セブン&アイグループお取引先サステナブル行動指針」を制定し、同社の調達先に対して、行動指針の理解と遵守、取引先への周知をお願いしています。

行動指針の項目	
1. 人権の尊重と保護 2. 法令遵守 3. 児童労働の禁止、若年労働者の保護 4. 強制労働の禁止 5. 生活賃金の支払い 6. 虐待・ハラスメント・差別・懲罰の撤廃 7. 雇用・労働者保護	1. 従業員を雇用する際に、必ず全員の年齢を確認してください。 2. 現地法令、および国際労働機関（ILO）で定められた条約に違反する児童を雇用しないでください。 * ILO条約は、労働者の最低年齢は義務教育を終了する年齢を下回ってはならずいかなる場合でも15歳以上でなければならないと定めています。（ただし、危険有害労働は全ての国において18歳以上、開発途上国における移行期間については14歳以上という例外、また軽易労働の例外があります） 3. 18才未満には、夜間および危険な環境での就業をさせないでください。
8. 地球環境保全 9. 機密漏洩防止・情報管理 10. 個人情報管理 11. 品質管理とエシカル対応 12. 地域社会・国際社会との関係 13. 腐敗防止と公正な取引 14. 知的財産の保護	6. セブン&アイグループ各事業会社のPB商品を扱うお取引先様は、セブン&アイグループ『GREEN CHALLENGE 2050』の目標達成に協力してください。 ・ CO2排出量の削減 ・ 2050年までにオリジナル商品の容器は、環境配慮型素材（バイオマス・生分解性・リサイクル素材・紙、等）100%使用 ・ 2050年までに食品廃棄物のリサイクル率100% ・ 2050年までにオリジナル商品の食品原材料は、持続可能性が担保された材料100%
15. 輸出入管理 16. 内部通報制度の整備 17. 災害対策 18. サプライチェーンへの展開 19. モニタリング	お取引先様の仕入先様に対しても、本指針の理解・浸透に努めるとともに、必要に応じて適宜、支援・是正対応を行ってください。

参考：「CSR調達 セルフ・アセスメント質問票」の項目 1/3

大項目	中項目	小項目
I. CSRにかかわるコーポレートガバナンス	1. CSR推進体制の構築	方針の有無／体制・責任の有無／取組及び取組結果を確認する仕組みの有無／取組を必要に応じて是正する仕組みの有無
	2. 内部統制の構築	
	3. 事業継続計画（BCP）体制の構築	
	4. 内部通報制度の構築	
	5. CSRに関わる社内外への情報発信	
II. 人権	1. 人権に対する基本姿勢	法律の認識有無／方針の有無／体制・責任の有無
	2. 人権の尊重と差別の禁止	取組及び取組結果を確認する仕組みの有無／取組を必要に応じて是正する仕組みの有無
	3. 人権侵害の加担（助長）の回避	
	4. 地域社会または先住民の生活・文化の尊重ならびに配慮	
III. 労働	1. 労働慣行に対する基本姿勢	法律の認識有無／方針の有無／体制・責任の有無
	2. 雇用における差別の禁止	取組及び取組結果を確認する仕組みの有無／取組を必要に応じて是正する仕組みの有無
	3. 人材育成やキャリアアップ等に関する従業員への平等な機会提供	
	4. 非人道的な扱いの禁止	
	5. 適正な賃金の支払い	
	6. 労働時間、休暇・有給休暇等の公正な適用	
	7. 強制労働の禁止	
	8. 児童労働の禁止	
	9. 操業する国や地域の宗教的な伝統や慣習の尊重	
	10. 結社の自由と団体交渉の権利の認識と尊重	
	11. 従業員の安全衛生、健康についての適切な管理	

参考：「CSR調達 セルフ・アセスメント質問票」の項目 2/3

大項目	中項目	小項目
IV. 環境	1. 環境への取組に対する基本姿勢	法律の認識有無／方針の有無／体制・責任の有無
	2. 製造工程、製品及びサービスにおける、法令等で指定された化学物質の管理	取組及び取組結果を確認する仕組みの有無／取組を必要に応じて是正する仕組みの有無
	3. 排水・汚泥・排気の管理及び発生の削減	
	4. 資源（エネルギー、水、原材料等）の持続可能で効率的な利用	
	5. GHG（温室効果ガス）の排出量削減	
	6. 廃棄物の特定、管理、削減、及び責任ある廃棄またはリサイクル	
	7. 生物多様性に関する取組	
V. 公正な企業活動	1. 公正な企業活動に対する基本姿勢	法律の認識有無／方針の有無／体制・責任の有無
	2. 事業活動を行う国内外の現地行政や公務員との適切な関係の構築	取組及び取組結果を確認する仕組みの有無／取組を必要に応じて是正する仕組みの有無
	3. 営業または購買活動等における、顧客や取引先等との不適切な利益の授受の防止	
	4. 営業活動等における、競争法違反の防止	
	5. 反社会的勢力・団体との関係排除	
	6. 第三者の知的財産の無断使用や著作物の違法複製防止	
	7. 社外からの苦言や相談窓口	
	8. インサイダー取引の禁止	
	9. 利益相反行為の禁止	

参考：「CSR調達 セルフ・アセスメント質問票」の項目 3/3

大項目	中項目	小項目
VI. 品質・安全性	1. 製品・サービスの品質・安全性に対する基本姿勢	法律の認識有無／方針の有無／体制・責任の有無
	2. 製品・サービスの品質・安全性の確保	取組及び取組結果を確認する仕組みの有無／取組を必要に応じて是正する仕組みの有無
	3. 製品・サービスの事故や不良品流通の発生時の適切な対応	
VII. 情報セキュリティ	1. 情報セキュリティに対する基本姿勢	法律の認識有無／方針の有無／体制・責任の有無
	2. コンピューターネットワークへの攻撃に対する防御	取組及び取組結果を確認する仕組みの有無／取組を必要に応じて是正する仕組みの有無
	3. 個人情報及びプライバシー保護	
	4. 機密情報の不正利用防止	
VIII. サプライチェーン	1. サプライチェーンに対する基本姿勢	法律の認識有無／方針の有無／体制・責任の有無
	2. 紛争や犯罪への関与の無い原材料の使用（紛争鉱物への取組）	取組及び取組結果を確認する仕組みの有無／取組を必要に応じて是正する仕組みの有無
IX. 地域社会との共生	1. 地域社会や住民への健康・安全衛生などの被害を減らす取組	取組及び取組結果を確認する仕組みの有無／取組を必要に応じて是正する仕組みの有無
	2. 持続可能な発展に向けた地域社会や住民への貢献、協働などの取組	

社内外の幅広い利害関係者に対する情報開示 1/2

- サステナブル経営について対外的に情報開示を行う場合、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に基づき、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標・目標」の4つの項目を開示することが効果的です。東証プライム市場の上場企業は、TCFD提言に基づく情報開示が事実上義務化されていることから、大手企業による豊富な事例を参考にしながら開示の準備を進めることができます。
- 4つの項目のうち、まずは「ガバナンス」と「リスク管理」の開示に取り組むことが期待されます。これらは、既存の経営体制に環境・社会の持続可能性の問題への対応を組み込み、PDCAサイクルを構築できているかについて利害関係者が理解するための基礎情報となるためです^[1]。
- 金融庁が2023年1月に公布・施行した「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正においても、「ガバナンス」と「リスク管理」は全ての上場企業が開示し、「戦略」と「指標・目標」は開示が望ましいものの、各企業が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要性を判断して開示することとなっています。

コラム：TCFDとは

- ✓ TCFDとは、気候関連の情報開示や金融機関の対応をどのように行うかを検討するため、各国の金融関連省庁及び中央銀行からなる金融安定理事会によって設立された民間主導の作業部会です。
- ✓ TCFDは2017年6月に最終報告書を公表し、企業等による気候関連情報開示の枠組みとして、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標・目標」の4項目を提言しました。
- ✓ TCFDが提言した情報開示の枠組みは、日本を含む多くの国で規制に組み込まれ、義務化が進んでいます。また、気候変動以外の項目（人権、自然など）についても、TCFDが提言した4項目に沿って情報開示を行うことが国際的な潮流となっています。

ガバナンス	リスク管理
取締役会や経営陣がESG関連のリスク及び機会を管理する方法や体制など	ESG関連リスクの評価方法や優先付けの考え方、リスクに関する意思決定の方法など

経営体制における
ESG課題への対応の組み込みを示す

戦略	指標・目標
ESG関連のリスク及び機会が事業、戦略、財務計画に及ぼす影響と、それへの対応策	ESG関連のリスク及び機会を評価し、管理するために使用する測定基準（指標）と目標

重要なESG課題への具体的な対応を示す

（出所） TCFD「最終報告書 気候関連財務情報開示タスクフォースの提言」（2017年）に基づき作成。

[1] TCFDの提言では、「ガバナンス」と「リスク管理」については、企業の規模を問わず全ての企業が財務報告書による開示をすることを推奨している。一方で、「戦略」と「指標・目標」については、気候変動が当該企業にとって重要だと認識されていない場合は、非金融グループの中で年間売上高10億米ドル相当を超える企業に対して財務報告書以外の媒体での開示を推奨している。

社内外の幅広い利害関係者に対する情報開示 2/2

- 69ページでは、まず、いずれのESG課題に対応する場合でも基礎となる「ガバナンス」と「リスク管理」に関する開示項目について、国内外の開示基準やイニシアチブで開示が推奨される主な項目を説明します。
- 続いて70ページ以降では、それぞれのESG課題への対応に関する「戦略」と「指標・目標」に関する開示項目について、国内外の開示基準やイニシアチブで開示が推奨される項目のうち、主要なものとして、下表に示す項目を説明します。
- サステナブル経営に関する情報開示には、様々な基準やガイダンスが存在しますが、はじめから完璧を求める必要はありません。積極的な情報開示は取組の意欲を示すことでもあり、透明性が高く信頼できる企業として社内外から評価されるべきものです。そのため、開示できる項目から開示し、段階を踏んで開示を充実させていくことが重要です。
- なお、本ガイダンスの付録において、国内外の主な開示基準やガイダンス等に表示されている開示項目の概要を整理しています。本ガイダンスの活用にあたっては、こちらも適宜ご参照ください。

開示項目	気候変動	人権尊重	食ロス／脱プラ	生物多様性	アニマルウェルフェアへの配慮、 抗菌剤使用の抑制	消費者の健康・栄養
戦略	■ 発展的な開示項目 ● 事業リスク・機会、これらへの対応策	■ まず開示するとよい項目 ● 人権DDに関する基本的な情報 ● 負の影響への対処方法	■ 発展的な開示項目 ● 事業リスク・機会、これらへの対応策	■ まず開示するとよい項目 ● 生物多様性の保全・回復に関する方針	■ 発展的な開示項目 ● アニマルウェルフェア等に関する方針	■ 発展的な開示項目 ● 健康・栄養に関する方針 ● 研究開発、製品や栄養改善プログラム等の解説・事例
指標・目標	■ まず開示するとよい項目 ● GHG排出量	—	■ まず開示するとよい項目 ● 食品廃棄物等の発生量 ● プラスチック製容器包装の使用量、プラスチック廃棄物の発生量	■ まず開示するとよい項目 ● 取水量、水消費量 ■ 発展的な開示項目 ● 水ストレス地域における取水量、水消費量とその割合 ● 生物多様性に配慮した原材料の調達割合	■ 発展的な開示項目 ● アニマルウェルフェアに配慮した原材料や抗菌剤使用が抑制された原材料の調達割合	■ 発展的な開示項目 ● より健康的で栄養面に配慮した製品の数、割合、収益

(注) 国内外の開示基準やイニシアチブでは、上記以外にも開示を推奨している項目があります。また、上記の表に記載が無い欄の開示項目（例えば、人権尊重に関する「指標・目標」の開示項目）は、ガイダンスの本編では説明していないという意味であり、該当する開示項目が存在しないという意味ではありません。

「ガバナンス」と「リスク管理」に関する主な開示項目

- 「ガバナンス」では、体制図等を用いて、取締役会等によるESG関連リスク・機会の監督方法や、ESG関連リスク・機会の管理に関する経営陣の役割について、開示します。
- 「リスク管理」では、ESG関連リスクを特定・評価・管理する方法と、ESG関連リスクの管理が総合的なリスク管理に統合されていることを開示します。

開示項目	内容	より詳しく開示する場合に考慮する内容
ガバナンス	取締役会による監督方法	✓ 取締役会及び/又はその委員会（例：監査委員会、リスク委員会、その他委員会）がESG関連事項について報告を受けるプロセス及び頻度 ✓ 取締役会及び/又はその委員会が、次の各項目に関する見直しや指示にあたり、ESG関連事項を考慮しているか：戦略、主要な行動計画、リスク管理方針、年度予算、事業計画、パフォーマンス目標の設定、実施、モニタリング、主要な資本的支出や買収、資産売却 ✓ 取締役会が、ESG関連事項に対処するためのゴールと目標に対する進捗状況をどのようにモニタリングし監督しているか ✓ 取締役会の体制・構成 ✓ 取締役会が適切な能力・行動特性を利用可能とすることを、どのように確実にしているか
	経営陣の役割	✓ 経営陣レベルの職位又は委員会に対しESG関連の責任を付与しているかどうか。付与している ✓ 場合、担当経営陣又は委員会が取締役会又はその委員会に報告するかどうか、またその責任にはESG関連事項の評価やマネジメントが含まれているかどうか ✓ 関連する組織構造 ✓ 経営陣がESG関連事項について報告を受けるプロセス ✓ 経営陣が（特定の職位、及び/又は経営委員会を通じて）どのようにESG関連事項をモニタリングしているか
リスク管理	ESG関連リスクを特定・評価する方法	✓ リスクの発生可能性及び影響を評価する方法（定性的要因、定量的しきい値、その他の規準等）
	ESG関連リスクを管理する方法	✓ ESG関連リスクに優先順位をつける方法 ✓ ESG関連リスクを軽減、移転、受入、または制御する意思決定をどのように行うか
	総合的なリスク管理との統合	—

（出所） 気候関連財務情報開示タスクフォース「気候関連財務情報開示タスクフォースの提言の実施」（2021年）、ISSB「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要
求事項』[案]」（2022年）等に基づき作成

気候変動に関する主な開示項目 1/2

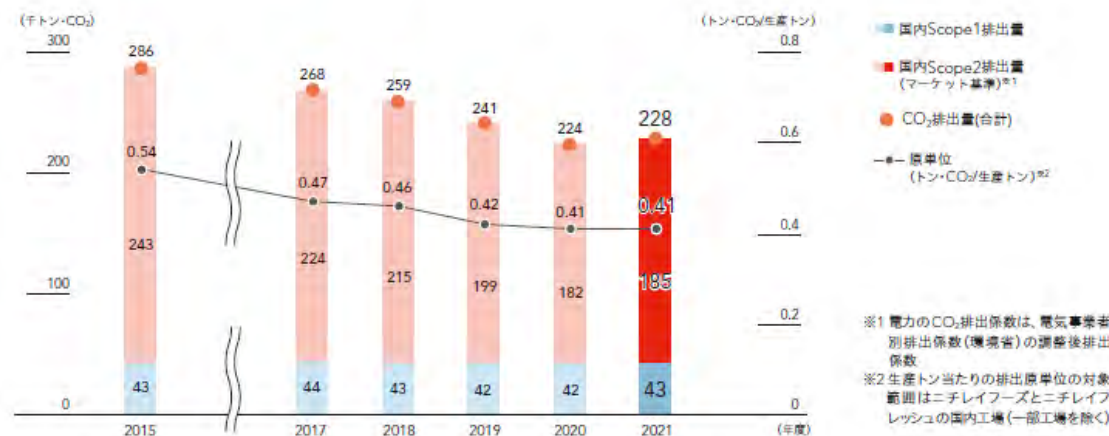
■ GHG排出量【指標・目標】

- 気候変動に関する開示では、まず、取引先である大手企業を含む多くの利害関係者からの開示ニーズが高く、国際的な開示基準等でも求められている、年間のスコープ1及びスコープ2のGHG排出量の実績値と削減目標を開示することが推奨されます。また、可能であれば、スコープ3のGHG排出量の実績値と削減目標も開示します。
- 情報の読み手が理解しやすいように、算定方法（参照した基準、用いた排出係数など）や集計範囲（工場のみか、オフィスを含むのか、国内のみか、海外拠点を含むのか等）についても説明します。その上で、自社が設定した排出削減目標に照らして、具体的な取組内容も交えながら、取組の進捗状況を説明します。
- 「指標と目標」に関するそのほかの開示項目としては、エネルギー消費量、エネルギー消費量の内訳や再生可能エネルギーの割合などが挙げられます。

コラム：GHG排出量に関する情報開示（大手企業の事例）

● ニチレイグループCO₂排出量の推移

2021年度までに2015年度比でCO₂排出量20.2%削減を達成しています。



ニチレイグループは、気候変動に関する目標として、2024年度のCO₂排出量30%削減（2015年度比、国内スコープ1・2）、2030年度のCO₂排出量50%削減目標（2015年度比、国内スコープ1・2）を設定し、開示

CO₂排出量の実績の推移は、スコープ1、スコープ2別に開示（左図）。算定に用いた排出係数や、集計範囲に関する補足についても説明

別途、スコープ3排出量についても、カテゴリ1（原材料調達）とその他のカテゴリに分けて開示している

気候変動に関する主な開示項目 2/2

■ 発展編：事業リスク・機会、これらへの対応策【戦略】

- 気候変動に関して、さらに一歩進んだ取組を進める場合には、気候変動に関連する自社の事業リスク・機会を整理し、これらに対応する具体的なアクションについても開示することが期待されます。
- 気候関連のリスクには、脱炭素経済への移行に関連する「移行リスク」と、気象災害等の物理的影響に関連する「物理的リスク」の大きく2種類に区分されます。大手企業では、これらのリスクや機会が自社に及ぼす影響を詳細に把握するため、将来想定されうる複数のシナリオを設定し、リスク・機会の分析・評価を行う企業も増えています。
- なお、農林水産省では、食料・農林水産業の気候関連リスク・機会に関する情報を網羅的に収集・整理するとともに、対応策の検討と情報開示を支援するための手引書を作成しています。こちらも適宜ご参照ください。

⇒ 「食料・農林水産業の気候関連リスク・機会に関する情報開示（入門編）【第2版】」
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/climate/attach/pdf/visual-89.pdf>

「食料・農林水産業の気候関連リスク・機会に関する情報開示（実践編）」
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/climate/attach/pdf/visual-96.pdf>

コラム：気候関連の事業リスク・機会、これらへの対応策に関する情報開示（大手企業の事例）

1.5°C/2°Cシナリオ

リスク／機会	分類	想定される主なリスクと機会	事業インパクト	影響時期	財務インパクト	主な対応策
移行リスク	規制	環境関連規制強化による影響	カーボンプライシングの導入による対応コストの増加	中期	大	- 事業所毎の排出量削減目標の設定 - 再エネ導入拡大、省エネ設備投資 - 容器包装プラスチック削減 - モーダルシフト、輸送効率化 - ICP(注1)導入の検討
			省エネ・GHG排出等の規制強化による対応コストの増加			
	評判	気候変動対応が不十分な場合の投資家・金融機関からの評判低下	—	短期	大	- Scope 3まで含めたCO₂削減目標の設定 - 気候変動対応情報の積極開示
機会	製品とサービス	消費者の購買行動の変化（環境意識の高まり、持続可能性への配慮）	持続可能性に配慮した製品に対する需要増加	短期	大	- 取り扱い水産物の資源状態調査の継続実施 - 環境配慮商品や認証品の取り扱い拡大
			低カーボン需要の高まりによる代替タンパクへの需要増加	中期	大	代替タンパク商品の開発、拡大
			低カーボンとしての水産物の需要増加	長期	中	LCA(注2)の実施と積極的な情報発信

影響時期は、短期(3年以内)、中期(3～10年以内)、長期(10～20年程度)とした。

(注1) ICP: インターナルカーボンプライシング

(注2) LCA: ライフサイクルアセスメント

ニッスイグループは、気候変動に関するシナリオ分析として、1.5°C/2°C及び4°Cの気温上昇時の世界を想定し、リスク・機会の抽出と2030年における財務インパクトの評価、及び対応策の検討を実施

抽出されたリスクと機会について、その内容、事業インパクト、影響時期、財務インパクト、主な対応策を一覧表形式で開示（上図は1.5°C/2°Cシナリオにおけるリスク・機会）

人権尊重に関する主な開示項目 1/2

■ 人権デュー・ディリジェンスに関する基本的な情報【戦略】

- 人権尊重に関する開示では、まず、人権デュー・ディリジェンスに関する基本的な情報を開示することが重要です。例えば、以下の情報について開示することが推奨されます。特定した負の影響やリスクについても開示することで、自社が人権尊重の問題をしっかりと認識し、意欲的に取り組んでいる姿勢を示すことにつながります。
 - － 人権方針を企業全体に定着させるために講じた措置（従業員や役員向けの研修、調達先向けの説明会など）
 - － 特定した重大なリスクの領域、特定した（優先した）重大な負の影響又はリスク
 - － リスクの防止・軽減のための対応に関する情報
 - － 実効性評価に関する情報

■ 負の影響への対処方法【戦略】

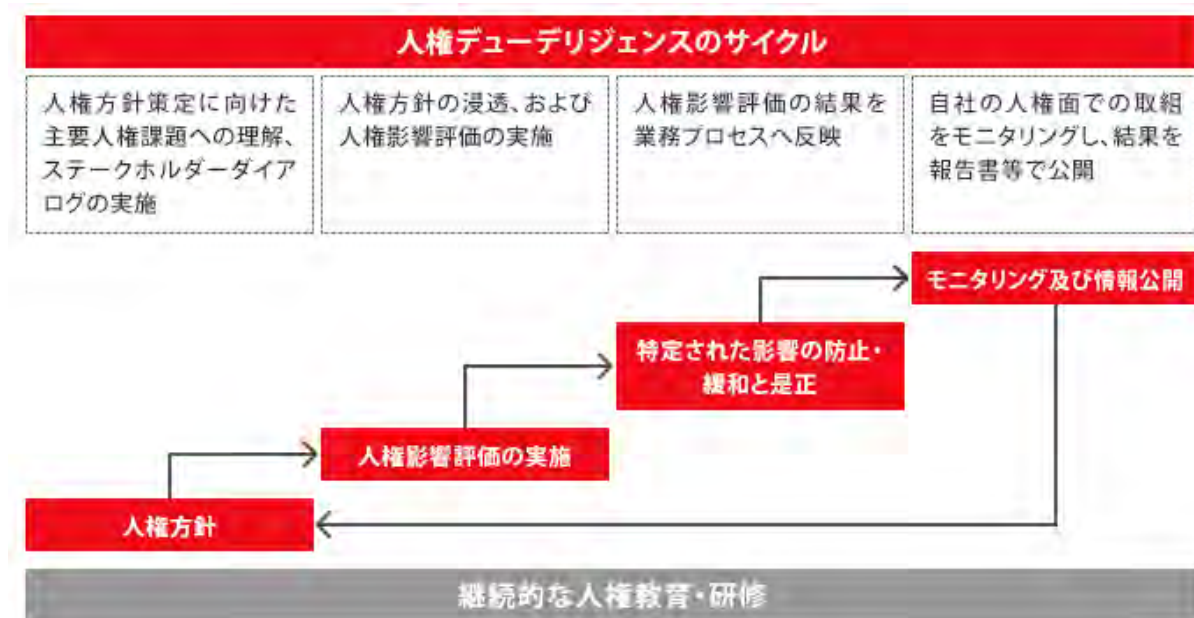
- 人権への重大な負の影響を引き起こすリスクがある場合は、その負の影響へどのように対処するかを説明します。これにより、社内外の関係者が、自社の対応が適切であったかどうかを評価することができます。

■ 人権尊重の取組に関する指標・目標【指標・目標】

- 人権尊重の取組については、国内外の開示基準やイニシアチブにおいて、上記の人権デュー・ディリジェンスに関する基本的な情報等のように、「戦略」に該当する開示項目が重視されています。このため、本ガイダンスにおいては、「戦略」に該当する開示項目を中心に解説していますが、人権尊重の取組に関する「指標・目標」について、開示を行うことが可能な場合は、これらを開示することも推奨されます。人権尊重の取組に関する指標・目標の例については、付録19ページをご参照ください。

人権尊重に関する主な開示項目 2/2

コラム：人権尊重の取組に関する情報開示（大手企業の事例）



キリングroupは、策定した人権方針の公表に加えて、人権デュー・ディリジェンスのサイクルごとに実施している取組の内容を開示

事業国・調達国を対象にした国別人権リスク評価を行い、「ミャンマー事業」「ラオスのコーヒーサプライチェーン」「中国の大豆サプライチェーン」を重点的な取組対象としたことを開示

重点的な取組対象のそれぞれについて、詳細な人権影響評価を行い、その結果や結果を踏まえた今後の対応事項を開示

食品ロス／脱プラスチック等に関する主な開示項目

■ 食品廃棄物等の発生量【指標・目標】

- 食品ロス削減・食品廃棄物等リサイクルに関する開示では、自社における食品廃棄物等の発生量（実績値）と、関連する目標を開示することが推奨されます。その上で、自社が設定した食品廃棄物等の発生抑制やリサイクル率の向上に関する目標に照らして、具体的な取組内容も交えながら、取組の進捗状況を説明します。
- 食品廃棄物等の発生量、食品循環資源の再生利用等の測定方法、熱回収の実施方法等の詳細については、農林水産省が策定・公表している「食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率に係る測定方法ガイドライン」をご参照ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_houkoku/pdf/28_guide_line.pdf

■ プラスチック製容器包装の使用量、プラスチック廃棄物の発生量／など【指標・目標】

- 脱プラスチック、容器包装リサイクルに関する開示では、40、41ページで例示したような内容に応じて、取組の進捗状況を定量的に評価できる指標とその目標を開示することが推奨されます。例えば、主な指標として、「プラスチック製容器包装の使用量」や「プラスチック廃棄物の発生量」があります（その他の開示指標の例については、付録の21～22ページをご参照ください）。その上で、自社が設定した目標に照らして、具体的な取組内容も交えながら、取組の進捗状況を説明します。

■ 発展編：事業リスク・機会、これらへの対応策【戦略】

- 食品ロス削減・食品廃棄物リサイクル、脱プラスチック、容器包装リサイクルに関して、さらに一歩進んだ取組を進める場合には、これらに関連する自社の事業リスク・機会を整理し、対応する具体的なアクションについても開示することが期待されます。例えば、脱プラスチックに関連する事業リスクの例は、右記のとおりです。

脱プラスチックに関する事業リスク（例）

政策と法	✓ プラスチック製造、販売、使用、消費、廃棄をとりまく規制や税制変更 ✓ 中国等のプラスチック廃棄物の輸入規制
技術	✓ 革新的な環境配慮型の製品・サービスの登場等による既存製品・サービスの競争力の低下
市場	✓ 消費者の需要の変化 ✓ 需要の増大による再生材や代替素材等の供給不足
評判	✓ 社会からの要請（3R・再生可能資源利用の要請等） ✓ ブランドイメージの棄損
物理的（直接的）影響	✓ 環境中に流出した廃プラスチックによる海洋等の自然資本への悪影響

（出所） 経済産業省、環境省「サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス」（2021年）に基づき作成

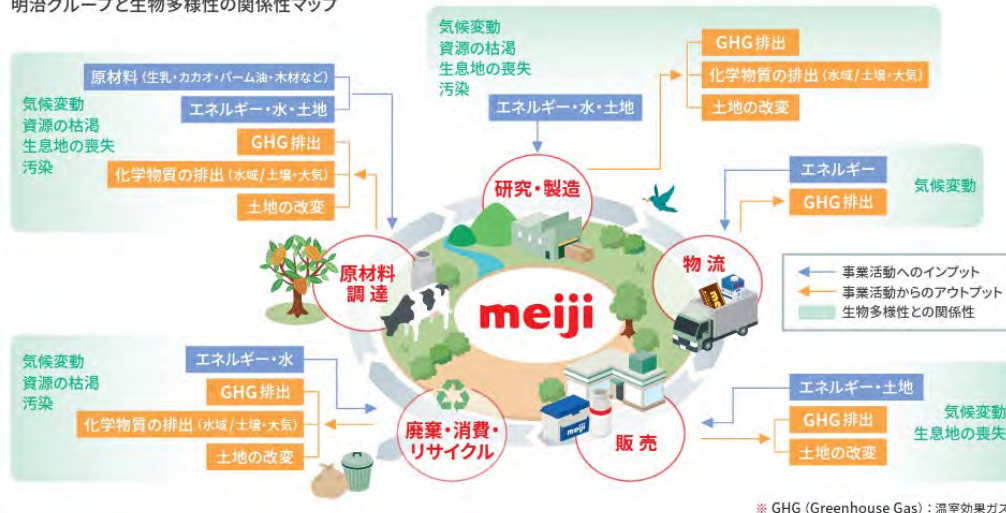
自然環境・生物多様性の保全に関する主な開示項目 1/3

■ 自然環境・生物多様性の保全に関する方針【戦略】

- 自然環境・生物多様性の保全に関する開示では、まず、事業活動と自然環境・生物多様性の関係性（事業活動が影響を与えている自然環境や依存している自然の恵み）を把握した上で、自然環境・生物多様性の保全に取り組むことを表明する方針を開示することが推奨されます。既存の環境方針や調達基準に生物多様性の観点を組み込むことも有効です。
- 大手企業では、森林減少との関わりが懸念されるパーム油、カカオ、コーヒー豆、外国産牛肉・大豆等の特定の原材料について個別に調達方針を設け、原料生産地における生物多様性に配慮した持続可能な原材料調達の推進を表明する例も見られます。

コラム：自然環境・生物多様性の保全に関する情報開示（大手企業の事例）

明治グループと生物多様性の関係性マップ



明治グループは、サプライチェーンにおける事業活動と生物多様性の関係性をマップ化して開示し、自然との共生に向けた取組を推進

（出所） 明治ホールディングス株式会社「統合報告書 2022」

コラム：パーム油の調達方針（大手企業の事例）

重要コミットメント

不二製油グループは以下の基準に従って生産されたパーム油を調達することを約束いたします：

- ✓ 保護価値の高い（HCV）森林、炭素貯蔵量の多い（HCS）森林および泥炭湿地林における森林破壊ゼロ。
- ✓ 深さに関わらず、泥炭地における新規開発ゼロ。さらに、泥炭地上の既存のパーム農園におけるベスト・マネジメント・プラクティスの実施。
- ✓ 整地や土地開墾のための火の利用ゼロ。
- ✓ 先住民、地域住民及び労働者（契約労働者、臨時労働者、移民労働者を含む）の搾取ゼロ。
- ✓ 既存事業からの温暖化ガス排出量の段階的削減。
- ✓ 適用されるすべての現地、国内及び国際法令の遵守。

不二製油グループは、パーム油に関する調達方針を策定し、上記の基準に従って生産されたパーム油を調達を目指すことを約束

（出所） 不二製油グループ本社株式会社ウェブサイト

自然環境・生物多様性の保全に関する主な開示項目 2/3

■ 取水量、水消費量／など【指標・目標】

- 水資源の持続的な利用に関する開示では、自社の取水量や水消費量（実績値）と、その削減目標を開示することが推奨されます。その際、水資源への影響の所在を把握しやすいように、水源（上水、工業用水、地下水、河川水、雨水等）ごとの内訳を記載します。水利用効率の改善を示す観点から、製品の生産量や売上高あたりの取水量や水消費量を用いることも有用です。その上で、自社が設定した削減目標に照らして、具体的な取組内容も交えながら、取組の進捗状況を説明します。

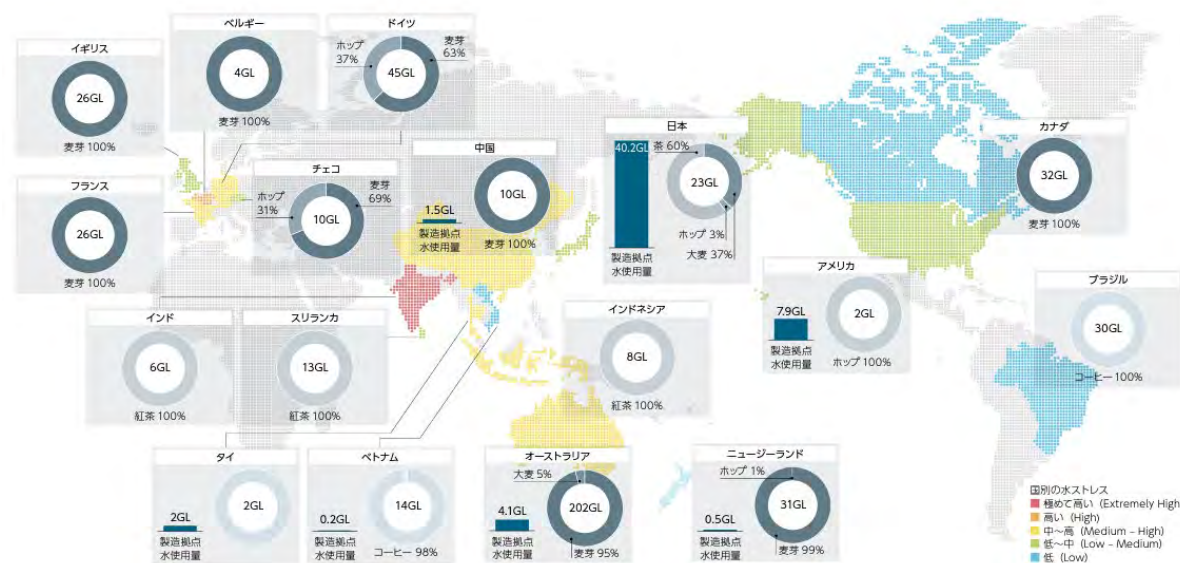
コラム：水資源の持続的な利用に関する情報開示（大手企業の事例）

キリンググループは、自社の製造拠点及び原料農産物生産地が立地する国別の水ストレス、製造拠点の水使用量（棒グラフ）、原料農産物生産地の水使用量（円グラフ）をそれぞれ開示

バリューチェーン上流の水資源問題への対応は容易ではないものの、水リスク・水ストレスを把握し、課題を理解することから開始。原料農産物を作る農業において、グループ会社の製造拠点が使用するよりも多くの水が使われていることから、製造拠点における節水や水資源の再利用等の取組だけでなく、原料農産物生産地の水源地保全活動にも取り組んでいる

■ 発展編：水ストレス地域における取水量、水消費量とその割合【指標・目標】

- 水資源は、地球上に偏在し、その状況は地域によって異なります。既に渇水が発生している地域や将来的な発生が懸念される地域では、より重点的な取組が必要です。
- そこで、水資源の持続的な利用に関して、さらに一步進んだ取組を進める場合には、事業拠点や原材料生産地の水ストレス（水に対する需要量のひっ迫度）を調査し、水ストレスが高い地域における取水量や水消費量、それらが全体に占める割合についても開示することが推奨されます。



(出所) キリンホールディングス株式会社「キリンググループ 環境報告書2022」

自然環境・生物多様性の保全に関する主な開示項目 3/3

■ 発展編：自然環境・生物多様性に配慮した原材料の調達割合／など【指標・目標】

- 生物多様性の保全・回復に関して、さらに一歩進んだ取組を進める場合には、43～46ページで例示したような内容に応じて、取組の進捗状況を定量的に評価できる指標とその目標を開示することが推奨されます。例えば、主な指標として、特定の原材料について、第三者認証やこれに準ずる基準をみたす原材料の調達割合（原材料調達全体に占める重量や金額の割合）が挙げられます。（その他の開示指標の例については、付録26ページをご参照ください）。

コラム：自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）による開示枠組みの検討

- ✓ 2021年6月、企業や金融機関向けに自然関連リスクの管理と情報開示の枠組みを検討するため、民間主導の国際イニシアチブである自然関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures：TNFD）が発足しました。TNFDの発足以降、自然関連の情報開示に関する注目が高まっており、最終的な枠組みが公表される2023年9月以降は、企業による情報開示が本格化する見込みです。
- ✓ TNFDは、気候関連財務情報の開示枠組みであるTCFDの基本的な考え方を踏襲しています。具体的な開示推奨項目も概ねTCFDと共通していますが、一部（下表の下線部）では、自然分野に特有の項目が求められる予定です。

ガバナンス	戦略	リスク管理	指標・目標
自然に関連の依存関係、影響、リスク、機会に関する組織のガバナンスを開示する	自然関連のリスク及び機会がもたらす事業、戦略、財務計画への実際及び潜在的な影響を開示する	どのように自然関連の依存関係、影響、リスク、機会を特定、評価、管理しているか開示する	自然関連の依存関係、影響、リスク、機会を評価し管理する際に用いる指標と目標を開示する
A. 取締役会による自然関連の依存関係、影響、リスク、機会の監督 B. 自然関連の依存関係、影響、リスク、機会の評価・管理における経営者の役割	A. 短・中・長期にわたって特定した自然関連の依存関係、影響、リスク、機会 B. 自然関連のリスクと機会が、事業、戦略、財務計画に与える影響 C. さまざまなシナリオを考慮した戦略のレジリエンス（強靱さ） D. <u>完全性の低い生態系、重要性の高い生態系、または水ストレスのある地域との組織の相互作用</u>	A. 自然関連の依存関係、影響、リスク、機会を特定・評価するプロセス B. 自然関連の依存関係、影響、リスク、機会を管理するプロセス C. 自然関連のリスクを特定、評価、管理するプロセスが、組織の全体的なリスク管理にどのように統合されているか D. <u>自然関連の依存関係、影響、リスク、機会を生み出す可能性のある、価値創造に使用される見解の情報源を特定するアプローチ</u> E. <u>自然関連の依存関係、影響、リスク、機会に対する評価と対応において、権利保有者を含むステークホルダーがどのように関与しているか</u>	A. 戦略とリスク管理プロセスに沿って、自然関連のリスクと機会を評価し、管理するための指標 B. 直接、上流、及び必要に応じて下流の依存関係と自然に対する影響を評価し管理するための指標 C. 自然関連の依存関係、影響、リスク、機会を管理するための目標と実績 D. <u>自然と気候に関する目標がどのように整合し、互いに貢献しあい、トレードオフがあるか</u>

アニマルウェルフェアへの配慮、抗菌剤使用の抑制に関する主な開示項目

■ 発展編：アニマルウェルフェア等に関する方針【戦略】

- アニマルウェルフェアへの配慮、抗菌剤使用の抑制に関する開示では、まず、自社が社会におけるアニマルウェルフェアや抗菌剤の問題に対する関心の高まりに対応するため、事業上、アニマルウェルフェアの向上や抗菌剤使用の抑制に取り組むことを表明する方針を開示することが推奨されます。その際、方針の対象範囲（対象とする地域、畜種、製品）を明確化することが求められます。

■ 発展編：アニマルウェルフェアに配慮した原材料や抗菌剤使用が抑制された原材料の調達割合【指標・目標】

- アニマルウェルフェアへの配慮、抗菌剤使用の抑制に関して、さらに一歩進んだ取組を進める場合には、48、49ページで例示したような内容に応じて、取組の進捗状況を評価できる指標とその目標を開示することが推奨されます。例えば、主な指標として「アニマルウェルフェアに配慮した原材料の調達割合（原材料調達全体に占める重量や金額の割合）」が挙げられます。
- 特に重要な原材料については、鶏卵、豚肉、牛乳・乳製品などの原材料別に指標・目標を設定することも有用です（その他の開示指標の例については、付録27ページをご参照ください）。

コラム：アニマルウェルフェアに関する情報開示

コープ自然派の考えるアニマルウェルフェア

家畜は単なる「食べもの」ではなく、感受性を持つ生きものです。誕生から死を迎えるまでの間、ストレスをできるだけ抑えて、動物が本来持つ行動要求が満たされる、健康で、快適な生活を送れる飼育をめざすことが大切です。

コープ自然派は、生きものにやさしい取組をすすめてきたからこそ、この考えに共感し、生産者と協力してアニマルウェルフェアに取り組んでいます。

効率優先の生産体制は、世界各国でBSE（狂牛病）や鳥インフルエンザ、豚コレラなどの病気を引き起こし、人間の命をも脅かしました。この事実を教訓として活かしている欧米に倣い、コープ自然派でも、誕生から死を迎えるまでの間、できるだけストレスを抑えて、動物が本来持っている行動要求が満たされる、健康で快適な環境での飼育をめざしています。

一番大切にしているのは、牛にとってやさしく、快適な飼育環境をつくること。

指定生産者は独自の**アニマルウェルフェア※基準**に沿って、日々飼育管理を行っています。

「よつ葉放牧生産者指定牛乳」の牛は、緑豊かな牧場で、お日様を浴びてたっぷり運動しながら、のびのび過ごしています。

※牛や豚、鶏など家畜が生きている間はストレスが少ない環境で暮らせるようにというヨーロッパで生まれた考え方。

消費生活協同組合のコープ自然派事業連合では、アニマルウェルフェアに関する考え方や、アニマルウェルフェアに配慮している生産者の商品について、商品案内やウェブサイト上で紹介。

消費者の健康・栄養に関する主な開示項目

■ 発展編：健康・栄養に関する方針【戦略】

- 健康・栄養に関する開示では、まず、自社が社会における健康・栄養の問題を事業上の課題として認識しており、より健康的で栄養面に配慮した食品を提供していくことを表明する方針を開示することが推奨されます。

■ 発展編：研究開発、製品や栄養改善プログラムの解説・事例【戦略】

- 健康・栄養の問題の解決に向けて、自社の方針に基づき取り組んでいる内容を説明します。具体的には、より健康的で栄養面に配慮した製品、研究開発の状況、従業員や地域を対象とする栄養改善や食育活動等の解説や事例紹介が推奨されます。

■ 発展編：より健康的で栄養面に配慮した製品の数、割合、収益／など【指標・目標】

- 健康・栄養に関する取組について、その進捗状況を定量的に評価できる指標とその目標を開示することが推奨されます。例えば、より健康的で栄養面に配慮した新製品の導入数、全製品数に占める割合、収益などがあります（その他の開示指標の例については、付録28～29ページをご参照ください）。その上で、自社が設定した目標に照らして、取組の進捗状況を説明します。
- これらの指標・目標を開示する際は、「健康的」な製品について、どのような基準で取り組んでいるかについても説明することが推奨されます。

コラム：健康・栄養の取組に関する情報開示（大手企業の事例）

- ✓ 味の素グループは、2030年までに10億人の健康寿命の延伸に貢献することを「栄養コミットメント」として掲げ、おいしさ、食へのアクセス、地域の食生活の3点において妥協しない、「妥協なき栄養」を基本姿勢として取り組んでいることを開示
- ✓ 「おいしい減塩」「たんぱく質摂取の促進」を2つの最重点取組項目に設定し、自社が提供しているイノベーション、具体的な製品の例や地域における活動等を紹介

味の素グループの栄養へのアプローチ



（出所） 味の素株式会社「ASVレポート2022」

参考：人的資本に関する情報開示への関心の高まり

- 近年、企業の競争優位の源泉や持続的な企業価値向上の推進力が無形資産（人的資本や知的資本の量や質、ビジネスモデル等）にあり、人的資本への投資は費用ではなく、成長や企業価値向上に直結する戦略投資であるとの認識が広がりつつあります。
- 人的資本（ヒト、モノ、カネのうちヒトに該当）への戦略的な投資は、社会の持続可能性と企業の成長・収益力の両立を図る「サステナブル経営」を実施する上でも重要な要素として捉えられており、企業・経営者が自社の人的資本への投資や人材戦略の在り方を社外にわかりやすく伝えていく「人的資本の可視化」が不可欠となってきています。
- こうした中、2022年8月に、内閣官房の「非財務情報可視化研究会」が「人的資本可視化指針」を策定、公表しました。同指針は、人的資本の情報開示に関する既存の基準やガイドラインの活用方法を含めた対応の方向性について包括的に整理した手引きとなっており、人的資本に関する開示事項として、「人材育成」「従業員エンゲージメント」「流動性」「ダイバーシティ」「健康・安全」「コンプライアンス・労働慣行」の6つのテーマを例示しています。自社固有の戦略やビジネスモデルに沿った独自性のある取組・指標・目標と、他社との比較可能性の観点から開示が期待される事項のバランスを確保すること、価値向上の観点からの開示かリスクマネジメントの観点からの開示か、説明における明確性を意識することが重要とされています。
- また、金融庁が2023年1月に公布・施行した「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正において、人材の多様性の確保を含む人材育成の方針や社内環境整備の方針及び当該方針に関する指標の内容等が、有価証券報告書における必須記載事項となりました。2023年3月31日以後に終了する事業年度から、サステナビリティ情報の「記載欄」の「戦略」と「指標及び目標」において記載が求められます。

人的資本に関する開示事項の階層（イメージ）

開示事項の例																		
育成			エンゲージメント	流動性			ダイバーシティ			健康・安全			労働慣行					コンプライアンス/倫理
リーダーシップ	育成	スキル/経験		採用	維持	サクセッション	ダイバーシティ	非差別	育児休業	精神的健康	身体的健康	安全	労働慣行	児童労働/強制労働	賃金の公正性	福利厚生	組合との関係	
「価値向上」の観点 「リスク」マネジメントの観点																		

V. おわりに

おわりに（持続可能な食料システムの実現を目指して）

- 地球環境や社会の持続可能性をめぐる様々な問題が山積している中で、食品産業、そして食品企業各社によるサステナブル経営が果たす役割は非常に大きいと言えます。
- 2021年9月に開催された「国連食料システムサミット」^[1]においても、持続可能な食料システムへの転換が、2030年に向けた国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に不可欠であり、中小企業から多国籍企業に至るまで、食品企業が持続可能な社会を実現する上で重要な役割を担っていることが指摘されています。
- 農林水産省としても、2021年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」の下、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現し、持続可能な食料システムを構築するための施策を実施しています。本ガイダンスの作成を含め、これからも、食品企業の皆様による様々な取組を後押ししていきます。
- しかし、地球環境や社会の持続可能性を維持・向上させることは、個別、あるいは一部の食品企業の取組のみで実現できるものではありません。原材料の生産から加工、流通、消費に至るまで、食のバリューチェーンに関わる様々な主体が、協力して取り組む必要があります。
- 更に、みどりの食料システム戦略に基づく施策を通じて、農林漁業分野においても、CO₂ゼロエミッション化、化学農薬や化学肥料の低減等の取組が進められていく中で、これらの取組の価値等を消費者まで確実に届けていくためにも、生産現場と実需者とをつなぐ、食品産業のサステナブル経営への取組が、今後、更に重要な役割を担うことになると考えられます。
- 食品企業の皆様が、サステナブル経営に取り組もうと踏み出すその一步が、食のバリューチェーン全体へと波及し、持続可能な食料システムを実現することにつながります。本ガイダンスが、そうした取組の一助となれば幸いです。

本ガイドンスの作成に御協力をいただいた皆様へ

- 本ガイドンスの作成にあたり、農林水産省「令和4年度食品企業のESGの取組に係る目標設定・開示方法に係る調査委託事業」の一環として、下記の有識者の皆様、及び食品企業の皆様等から、様々なアドバイスの提供、ヒアリングへの対応、事例提供等の御協力をいただきました。ここに改めて、感謝申し上げます。

<有識者>（敬称略50音順） ※ 2023年3月16日時点の所属・肩書

小倉 千沙	株式会社メロス 代表取締役
岸上 有沙	特定非営利活動法人日本サステナブル投資フォーラム 理事 Chronos Sustainability Ltd., Specialist, Sustainable Investment
末廣 孝信	株式会社みずほフィナンシャルグループ リサーチ & コンサルティングユニット長補佐（サステナブルビジネス担当）
永井 朝子	BSR（Business for Social Responsibility） マネージング・ディレクター
藤原 啓一郎	キリンホールディングス株式会社 CSV戦略部 シニアアドバイザー
松岡 伸次	明治ホールディングス株式会社 執行役員 サステナビリティ推進部長
松原 稔	りそなアセットマネジメント株式会社 執行役員 責任投資部担当
水口 剛	高崎経済大学 学長

<食品企業>

一般社団法人食品産業センター及び会員企業等の皆様

農林水産省「持続可能な食料生産・消費のための官民円卓会議」 ESG／人権作業部会 メンバーの皆様

※その他に複数の食品企業の皆様から、個別にヒアリング、事例提供等について御協力をいただきました。

